

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表済事故において、製品起因による事故ではないと判断した案件について

令和4年11月2日
経済産業省産業保安グループ
製品安全課製品事故対策室

消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号。以下「消安法」）第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故に係る公表において、ガス機器・石油機器に関する事故及び製品起因か否かが特定できていない事故として公表した案件、並びに、製品起因による事故ではないと考えられ、今後、第三者判定委員会において審議を予定しているものとして公表した案件のうち別紙については、消費経済審議会製品安全部会『令和4年度第2回製品事故判定第三者委員会』における審議の結果、製品起因による事故ではないと判断したのでお知らせします。また、併せて、被害が重大ではなかったことが判明した案件についてもお知らせします。

なお、このお知らせをもちまして、当省 HP 内の『製品安全ガイド』に公表している製品事故データベースより事故情報を削除します。

※詳細は別紙のとおりです。

【参考】消安法

（内閣総理大臣への報告等）

第35条

消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者は、その製造又は輸入に係る消費生活用製品について重大製品事故が生じたことを知ったときは、当該消費生活用製品の名称及び型式、事故の内容並びに当該消費生活用製品を製造し、又は輸入した数量及び販売した数量を内閣総理大臣に報告しなければならない。

資料4－1(18件)

原因究明調査の結果、製品に起因する事故ではないと判断する案件
 (1)ガス機器、石油機器に関する事故として公表したもので、製品に起因する事故ではないと判断する案件

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
1	A202000874 令和3年1月31日(北海道) 令和3年2月12日	石油ストーブ(密閉式、床暖房機能付)	UHB-TPM1020	株式会社コロナ	(火災) 当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、密閉式の石油温風暖房機(ストーブ)と床暖房用ボイラーが一体となった製品であった。 ○当該製品外観に損傷はなく、排気管及び給排気筒が焼損していた。 ○ボイラー側燃焼部の熱交換器は大量のすすが付着し、フィンが目詰まりしていたが、ストーブ側燃焼部に異常は認められなかった。 ○排気部は給排気筒トップにタール分がカーボンに変化したような燃焼生成物が付着し、当該製品排気口と延長排気管接合部のOリング及び断熱クロスが焼失していた。 ○当該製品に接続された床暖房の温水暖房負荷は867.6kcalでありは、工事説明書に記載された最低量より熱負荷が小さかった。 ●当該製品は、床暖房の熱負荷を小さく施工したため、床暖房用ボイラーがポット式バーナー内の灯油が燃え切らないうちに運転と停止を繰り返して燃焼不良状態となり、ボイラー側から続く排気経路に燃焼不良により発生した未燃灯油が浸み込んだすすが堆積し、バーナーが異常燃焼した際に排気経路内のすすの灯油分に着火したものと推定される。 なお、工事説明書には、「温水暖房負荷が1.40kw(1,200kcal/h)以上になるようにシステムを組む。」旨、記載されている。	
2	A202001004 令和3年3月12日(秋田県) 令和3年3月29日	石油給湯機	UIB-LD30X(F)	株式会社コロナ	(火災) 当該製品を使用中、爆発を伴う火災が発生し、周辺を破損した。	○当該製品を使用中に「ボン」と一度爆発音がしたため見に行ったところ、異臭がし、当該製品を設置した小屋の壁が破損していた。 ○当該製品の外郭に焼け、変形等の異常は認められなかった。 ○バーナー、熱交換器、サイレンサー、排気筒及び電装部品に焼損等の異常は認められなかった。 ○送油経路から灯油が漏れた痕跡はなく、燃焼及び排気経路から排気が漏れた痕跡も認められなかった。 ○バーナーの燃焼筒、燃焼用送風機の送風経路、熱交換器内部等にすすの付着が認められた。 ○燃焼用送風機の給気口周り等にタールのような異物の付着が認められた。 ○当該製品は、事故発生の2、3日前に使用者が煙突の掃除を行っていた。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常は認められないことから、排気口と煙突の接続部から漏れた未燃ガスが還流し、不完全燃焼となってすすが発生するとともに、未燃ガスに着火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
3	A202100417 令和3年8月29日(東京都) 令和3年9月6日	屋外式(RF式) ガス瞬間湯沸器 (都市ガス用)	GQ-101W	株式会社ノーリツ	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者は、台所で1週間ぶりに湯を使用したところ、約3分後に出窓越しに当該製品から火が出ていることを確認したため、消火活動を行ったが、鎮火しなかったので消防に通報したとの申出内容であった。 ○当該製品が設置されていた場所は、塀及び屋根で囲まれ、冷蔵庫で塞がれた状態で、当該製品下部の配管に蔦と思われる植物が巻き付いた状態であった。 ○当該製品の外郭は、底面の右半分及び前面パネルの右下に著しいすずの付着が認められ、排気口及び周囲にすずの付着は認められなかった。 ○当該製品の内部部品の表面にすずの付着は認められなかった。 ○電装系統の内部配線及び電源コードに被覆の破れや切れ等はなく、温度ヒューズは切れていなかった。 ○給水接続部、ガス接続部及びガス電磁弁に水漏れ及びガス漏れにつながるような変形、破損等はなく、ガス通路の気密性に異常は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火につながる痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
4	A202100556 令和3年10月17日(神奈川県) 令和3年10月25日	ガス栓(LPガス用)	G025Z-12P	光陽産業株式会社	(火災) 当該製品に接続したガスこんろを点火したところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○ガスこんろ点火時に当該製品付近から「ボン、ボン」と音がしたが、ガスこんろの炎に異常がなかったことから継続して使用していると、2～3分後に当該製品付近から炎が上がったとの使用者の申出内容であった。 ○当該製品は、中間開閉使用防止機能(ガス栓つまみを全開にしなければガスが流れない仕様)及びヒューズ機能(ガス栓つまみが開状態でゴム管の外れ等により多量のガスが流れたときにガスが止まる仕様)を搭載したLPガス用の2口ガス栓である。 ○当該製品の右側のホースエンドにガスこんろが接続されていたが、左側のホースエンドはゴム管のみ接続されており、その先端にゴムキャップが取り付けられていたとの使用者の申出内容であった。 ○当該製品のガス栓つまみは左右ともに溶融しており、左右のホースエンドともに焼き切れたゴム管の根元部分が残存し、ゴム管止めで固定されていた。 ○当該製品を分解した結果、左右のガス栓ともに開栓状態であった。 ●当該製品は、使用者が誤って未接続側のガス栓つまみを開いたことでヒューズ機構が作動しない程度のガスが漏えいし、当該製品の片側に接続されていたガスこんろの点火操作によって、漏えいしたガスに引火したものと推定される。	
5	A202100636 令和3年11月11日(山口県) 令和3年11月24日	石油給湯機	IB-4000DS	株式会社長府製作所	(CO中毒、死亡1名) 当該製品を使用中、浴室で一酸化炭素中毒により1名が死亡した。	○当該製品は屋外設置仕様の石油給湯機で、設置当初は屋外に設置されていたが、家屋の増築の際、設置場所が壁で囲われ、屋内設置状態となっていた。 ○当該製品は、給気及び排気経路に不完全燃焼によるすすが付着しており、また、事故発生現場での再現試験において、当該製品の設置場所に隣接した浴室に排気ガスが流れ、浴室内のCO濃度が上昇することが確認された。 ○使用者は増築後、灯油供給業者から当該製品を使用する際、設置場所の排気用換気扇の使用と給気確保のために窓を開けることを注意されていたが、事故発生日、これらを行っていなかった。 ●当該製品は屋外設置仕様のものを増築により壁を設けて屋内設置状態で使用し、事故発生日は換気を行わなかったため、不完全燃焼により高濃度の一酸化炭素が含まれた排気ガスが発生し、これが隣接の浴室に流入したことにより事故に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書には、「機器や排気口を波板等で囲まない。酸欠事故が発生したり、不完全燃焼、火災の原因となる。」旨、記載されている。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
6	A202100665 令和3年11月22日(広島県) 令和3年12月2日	ガス衣類乾燥機 (都市ガス用)	RDTC-53S	リンナイ株式会社	(火災) 学校で当該製品を使用中、 火災報知器が鳴動したため 確認すると、当該製品を焼損 する火災が発生していた。	○当該製品は、ドラム内の洗濯物が焼損し、ドラム内フィルターとその樹脂枠の一部に焼損が認められた。 ○電源コード、モーター、制御基板等の電気部品及びバーナー等に焼損は認められず、出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品で乾燥させていた洗濯物から油脂分が検出された。 ●当該製品で油脂分を含んだ洗濯物を乾燥させたため、油脂成分が酸化熱により自然発火し、出火したものと推定される。 なお、本体及び取扱説明書には、「油の酸化熱による自然発火や引火による火災のおそれがあるため、油分が付着した衣類は洗濯後でも絶対に乾燥させない。」旨、記載されている。	
7	A202100685 令和3年12月1日(東京都) 令和3年12月10日	ガストーチ	CB-TC-CJ (岩谷産業株式会社ブランド)	株式会社旭製作所(岩谷産業株式会社ブランド)	(火災) 当該製品を点火したところ、 当該製品を汚損し、周辺を焼 損する火災が発生した。	○当該製品にカセットボンベを取り付けた際、ガス漏れのような音がした。カセットボンベの取り付けが不十分だったかもしれないとの申出内容であった。 ○当該製品にカセットボンベを接続し、当該製品を点火したところ異常は認められなかった。 ○当該製品の外装樹脂部品(ケース、火力調節つまみ、空気調整つまみ)が熱変形していた。 ○当該製品にガス漏れは認められなかった。 ○当該製品のカセットボンベとの接続部のねじに緩みは認められなかった。 ○当該製品の内部部品やパッキン等に変形、破損等の異常は認められなかった。 ○カセットボンベは当該製品が指定するものを使用していた。 ●当該製品に異常は認められないことから、当該製品へのカセットボンベの取付けが不十分だったためにガス漏れが発生し、そのガスに当該製品の点火時の火花が引火したものと推定される。 なお、取扱説明書には、「装着が正しく行われていない場合には、ガス漏れ、使用中の外れなどが起こり、やけど、事故の恐れがある。」、「点火操作をする前に必ずカセットボンベの接続部や本体にガス漏れやがたつき、緩み、ヒビ割れがないか確認する。」旨、記載されている。	
8	A202100688 令和3年12月6日(愛知県) 令和3年12月10日	ガスこんろ(LPガス用)	IC-800B-R	株式会社パロマ	(火災、重傷1名) 建物を全焼する火災が発生し、1名が重傷を負った。当該製品が現場にあった。	○使用者は、当該製品の右こんろで調理中に就寝してしまい、火災となったとの申出内容であった。 ○当該製品の焼損は著しく、器具栓は全て焼失していた。 ○右こんろの調理油過熱防止センサーの特性に異常は認められなかった。 ○使用していた鍋は溶融しており、当該製品周囲の可燃物の状況は不明であった。 ○取扱説明書には、「火を付けたまま機器から離れない、就寝、外出をしない。」旨、記載されている。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、使用者が火を付けたまま就寝してしまっており、当該製品の調理油過熱防止センサーの特性に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
9	A202100749 令和3年10月31日(兵庫県) 令和3年12月28日	ガスこんろ(都市 ガス用)	C3GN3RJTR (大阪ガス株 式会社ブラン ド:型式 210-H531)	株式会社ハーマ ン(大阪ガス株 式会社ブランド)	(重傷1名) 使用者(80歳代)が当該製品 を使用中、首元のタオル及び 衣服に着火し、火傷を負っ た。	○使用者は、湯を沸かすため水を入れた鍋を当該製品の右こんろに置いて点火し、しばらくして「ポッポッ」という異音がしたためこんろを確認した際、首に掛けていたマフラータオルに着火し、火を手で振り払う際に着ていたパジャマにも着火して、右手と右首元に火傷を負ったとの申出内容であった。 ○当該製品の右こんろでの点火消火の繰り返し確認と、点火状態で火力調整つまみを「強」に変化させる動作を10回繰り返ししたが、使用者の証言による「ポッポッ」という異常音やその他の異常音は確認できなかった。 ○事故発生時に使用されていた鍋は特定できなかったため、代わりにフライパンを右こんろに置いて点火し、紙片をピンセットでつまんでフライパンの側面に接近させて着火試験を行ったところ、天板からの高さ100mm以下では紙が着火したが、105mmでは紙が黒く炭化するのみで着火しなかった。 ○天板からの高さ70mm以上のフライパンの側面では、こんろの炎を目視できなかった。 ○右こんろのバーナーヘッドの外周付近は煮こぼれ等による汚損が認められたが、バーナーヘッド及び内部に煮こぼれ等の付着はなく、炎口部に異常は認められなかった。 ○当該製品の右こんろの混合管入口にあるダンパー周辺に、煮こぼれ、ほこり等の付着及び閉塞は認められなかった。 ●当該製品に異常は認められないことから、使用者がこんろに顔を近づけた際、首に掛けていたマフラータオルが鍋の側面に接近して着火したものと考えられ、使用者の不注意による事故と推定される。 なお、取扱説明書には、「こんろ使用中は、衣服が炎に近づかないように注意する。衣服に炎が移って火傷をするおそれがある。」旨、記載されている。	
10	A202100753 令和3年12月19日(福岡県) 令和4年1月5日	石油ストーブ(開 放式)	SL-66F	株式会社コロナ	(火災) 当該製品を使用中、当該製 品及び周辺を焼損する火災 が発生した。	○事務所兼住宅の2階リビングで、製品の正面と背面側の窓を開けたまま当該製品を点火し、外出後、帰ってくると当該製品から出火していた。 ○当該製品は、各所にすずの付着が認められたほか、化粧板に熱変色、しん調節つまみの上部に溶融等が認められた。 ○製品内部は上面板内側及び外炎筒内側全体に多量のすずの付着が認められた。 ○しん上下動機構の部品及び動きに異常は認められなかった。 ○対震自動消火装置機構のばね部品は受熱により反発力が低下していた。 ○開放油タンクに腐食の痕跡は認められず、開放油タンク底面及びしん案内筒内側に、吹き返し等の異常燃焼の形跡は認められなかった。 ○燃焼筒、しん等の部品に異常燃焼の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、前後に風が当たる状態で火力を小さくして使用したことにより、炎の風に対する耐力が弱まって不完全燃焼を起こし、すずを発生、堆積させるとともに化粧板等の熱変色及びしん調節つまみ等を溶融させたものと推定される。 なお、取扱説明書及び本体表示には、「ストーブから離れるときは必ず消火する。」「風の当たるところでは使用しない。」旨、記載されている。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
11	A202100776 令和4年1月2日(福岡県) 令和4年1月17日	石油温風暖房機 (開放式)	LC-S32H	株式会社トヨミ	(火災、重傷1名) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が火傷を負った。	○当該製品を使用していたところ、集合住宅全体が揺れるような音と同時に、当該製品の温風吹出口より炎が吹き出し、居室内の天井が破損、訪問者が額に火傷を負ったとの使用者の申出内容であった。 ○当該製品の燃料をGC/MSで分析した結果、ガソリン等の異種燃料の混入は認められなかった。 ○ケーシング表面及び温風吹出口にすすの付着が認められ、正面上部の操作表示板が熱変形し、背面のエアフィルター上部の空気吸気口に破損が認められた。 ○本体内部右下の制御基板に実装されているトランスとリレーに熱変形が、また一部のリード線の絶縁体表面に熱変色が認められたが、製品内部に出火の痕跡は認められなかった。 ○分解した当該製品を再度組み立てて燃焼状態を確認したところ、異常燃焼は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
12	A202100792 令和4年1月8日(岐阜県) 令和4年1月20日	石油ストーブ(開放式)	SX-E2412Y	株式会社コロナ	(火災、死亡1名) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が死亡した。	○当該製品は焼損していたが、全体的に焼けは弱く、塗装は残っていた。 ○前面ガードが取り外された状態で使用されていた。 ○燃焼筒に付着したすすはわずかで、異常燃焼の痕跡は認められなかった。 ○しんは最大よりも少し下の位置にあり、消火位置ではなかった。 ○カートリッジタンクに変形はなく、蓋は閉まっていた。 ○油受皿に腐食はなく、油漏れは認められなかった。 ○置台は焼損していたが、吹き返しの痕跡は認められなかった。 ○当該製品に残存していた燃料を確認したところ灯油であった。 ●事故発生時の詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に油漏れや異常燃焼の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
13	A202100803 令和4年1月16日(神奈川県) 令和4年1月24日	開放式ガス瞬間湯沸器(都市ガス用)	PH-5TB	パロマ工業株式会社(現 株式会社パロマ)	(火災) 当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品を使用後に停止しようとして操作ボタンを押したが火が消えなかったので、何度か操作ボタンを押していると点火確認窓から火が出て、その後、当該製品の上部から黒い煙が出た。 ○当該製品はリコール型式品であったが、リコール対象品の製造時期ではなかった。 ○機器内部の熱交換器の左上部にばん創こうがあった。 ○当該製品の点火プラグに炭化した異物が付着し、その周辺に異物が燃えたことで発生したすすが付着していた。 ○炭化した異物の残存部とばん創こうは類似していた。 ○取扱説明書には、「周囲に燃えやすいものを置かない。」旨、記載されている。 ●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品は、点火プラグ部分に炭化した異物が認められることから、点火の際に可燃物が燃えたものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
14	A202100826 令和4年1月18日(千葉県) 令和4年1月31日	石油温風暖房機 (開放式)	FW-4720LS	ダイニチ工業株式会社	(火災、軽傷2名) 当該製品及び建物1棟を全焼、2棟を類焼する火災が発生し、2名が軽傷を負った。	○当該製品は全体が焼損しており、カートリッジタンク挿入部周辺が著しく焼損していた。 ○カートリッジタンクの口金表面の樹脂製部品は焼失していたが、口金は閉まっていた。 ○口金が挿入される油受皿の内部に油フィルター及び口金表面の樹脂製部品と推定される溶けた樹脂が固まっており、溶融物の内部や周囲にティッシュのような紙が焦げた状態で付着していた。 ○送油経路に油漏れは認められず、燃烧部にすすの付着等の異常燃烧の痕跡は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
15	A202100849 令和4年1月22日(大阪府) 令和4年2月4日	屋外式(RF式) ガス瞬間湯沸器 (都市ガス用)	GQ-101W	株式会社ノーリツ	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○集合住宅の一室のベランダから出火し、ベランダの当該製品、洗濯物及びエアコンの室外機を焼損した。 ○当該製品は、上面から前板の排気口付近まで青緑色の樹脂が付着しており、上面に洗濯ばさみのばね及び樹脂の付着が認められたことから、洗濯物を干していたハンガーが高温に曝されて溶融し、付着したものと考えられた。 ○ガス取入口から一次ガス電磁弁までの間にガス漏れは認められなかった。 ○プリント基板、電気配線及び電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○送風ファンに付着していた土ぼこり等がわずかであったことから、送風量は低下していないと考えられた。 ○バーナーのノズル及び炎口並びにダンパーに詰まりや付着物などの異常は認められず、燃烧室内部にすすの付着はなく、点火電極やフレイムロッドに変形等の異常はなく、熱交換器フィン部に詰まりはなく、異常は認められなかった。 ●当該製品は、前に洗濯物が干された状態で使用され、洗濯物が風等によって揺れたことで当該製品の前板下部にある給気口を一時的に閉塞し、給気不足となったことで高温の未燃ガスが排気口から放出され、新鮮な空気に触れたことで出炎して洗濯物に着火し、燃えた洗濯物が落下してエアコン室外機を焼損したものと考えられ、洗濯物を当該製品の前に近接して干した使用者の不注意と推定される。 なお、取扱説明書には、「器具の上や周囲に燃えやすいものを置かない。」、「器具周辺に可燃物を置かない。」旨、記載されている。	
16	A202100899 令和4年1月29日(神奈川県) 令和4年2月22日	石油ストーブ(開放式)	GKP-P247N (株式会社グリーンウッドブランド)	株式会社千石 (株式会社グリーンウッドブランド)	(火災) 飲食店で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者が、当該製品を使用中、給油のため消火せずにカートリッジタンクを取り出したところ、口金キャップが外れ、灯油がこぼれて燃え上がったとの申出内容であった。 ○当該製品の燃烧筒に段差や変形は認められず、すすの付着も少なく、異常燃烧の痕跡は認められなかった。 ○カートリッジタンクの口金に変形等の異常は認められなかった。 ○同等品による実験の結果、口金キャップが外れる位置から10度未満の締め込みにあつては、取り出すときに口金キャップが外れ、油漏れが生じた。 ●当該製品は、使用者がカートリッジタンクの口金キャップを完全に締めないまま本体にセットしたため、タンクの取り出し時に口金キャップが外れ、こぼれた灯油が本体に掛かり、出火したものと推定される。 なお、カートリッジタンクには、「給油は必ず消火し、油量計を確認しながら給油する。」、「給油後、口金は確実にしめる。」、「口金を下にして油漏れがないか確認する。」旨、記載されている。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
17	A202100903 令和4年2月3日(愛知県) 令和4年2月24日	ガスこんろ(LPガス用)	DS3109WA (クリナップ 株式会社ブランド: 型式 ZGGRK7A1 9MUS)	株式会社ハーマン(クリナップ株式会社ブランド)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は前面パネルが焼損していた。 ○当該製品内部及びグリル内部に焼損は認められなかった。 ○ガス入口から器具栓までのガス通路にガス漏れは認められなかった。 ○操作ボタンは点火時に突出するが、突出した側面に焼損はなく、操作ボタンは全て消火位置になっていた。 ○ガスを供給して点火した結果、左右こんろ、後こんろ及びグリルは正常に点火燃焼し、異常は認められなかった。 ○調理油過熱防止装置は、空だき時に自動消火し、正常に機能した。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
18	A202100956 令和4年2月24日(愛知県) 令和4年3月16日	石油ストーブ(開放式)	RX-2221Y	株式会社コロナ	(火災、死亡1名) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が死亡した。	○当該製品は、全体が著しく焼損していた。 ○天板及び前面ガードに可燃物が付着した痕跡は認められなかった。 ○燃焼筒にすすの付着はなく、異常燃焼の痕跡は認められなかった。 ○カートリッジタンクの給油口は、閉まった状態で焼損していた。 ○しんは火が消える位置で焼損していた。 ○油受皿底面に油漏れは認められなかった。 ○置台上面に吹き返し現象の痕跡は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	

原因究明調査の結果、製品に起因する事故ではないと判断する案件

(2)ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故として公表したもので、製品に起因する事故ではないと判断する案件

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
1							

該当なし

原因究明調査の結果、製品に起因する事故ではないと判断する案件

(3)ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因であるか否かが特定できない事故として公表したもので、製品に起因する事故ではないと判断する案件

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
1	A202000368 令和2年7月10日(北海道) 令和2年8月18日	エアコン(室外機)	(火災) 当該製品が破裂し、 周辺を汚損する火 災が発生した。	○施工業者は据付時に真空引きを実施せずに高圧側のバルブを閉め、圧縮機を稼働させた状態で冷媒の封入作業を実施していた。 ○当該製品は内部がばらばらに飛散した状態であった。 ○圧縮機の外郭側面が開き、圧縮機内部にあるモーター及びポンプが外に飛び出していた。圧縮機と一体のサクシオンタンク及びサイレンサは配管が千切れ、サクシオンタンクは潰れていた。 ○圧縮機と冷凍サイクルで接続されている部品(四方弁、電動弁等)との配管は千切れていた。 ○制御基板は割れていたが実装部品の損傷はなかった。 ○プロペラファン部分は、ファン及びファングリルの一部が破損していたが、ファンモーターを含めて原形をとどめていた。 ●当該製品は、施工業者が冷媒封入時に真空引きを実施せずに高圧側のバルブを閉め、圧縮機を稼働させた状態で冷媒の封入作業を実施したため、圧縮機でディーゼル爆発が生じ、破裂したものと推定される。 なお、据付説明書には、「エアコンの設置や移設の場合、冷凍サイクル内に指定冷媒(R32)以外の空気等を混入させない。」「空気等が混入すると、冷凍サイクル内が異常高圧になり、破裂やけがなどの原因になる。」旨、記載されている。	
2	A202000576 令和2年10月22日(島根県) 令和2年11月9日	IH調理器	(火災) 当該製品で鍋に入 れた油を加熱中、鍋 の油から出火する 火災が発生し、当該 製品の周辺を焼損 した。	○当該製品で揚げ物を調理した後、少量となった油に油凝固剤を投入して加熱ボタンで再加熱を行い、目を離したところ、鍋から炎が上がった。 ○当該製品の外観に焼損等の異常はなく、各スイッチ及びボタン類は正常に動作した。 ○当該製品の動作を確認したところ、揚げ物ボタンによる加熱での温度調整機能及び加熱ボタンによる加熱での温度過上昇防止機能は正常に動作した。 ●使用者が当該製品を使用して油凝固剤を投入した少量の油を鍋で加熱する際、温度調節機能がある揚げ物ボタンを使用せずに加熱ボタンで加熱し、目を離したため、油が過熱され出火に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書には、「揚げ物をするときは、そばを離れない。」旨、記載されている。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
3	A202000616 令和2年10月18日(東京都) 令和2年11月24日	タブレット端末	(火災、軽傷1名) 電車内で子供(9歳)が落ちた当該製品を拾い上げ、抱えて下車しようとしたところ、当該製品を溶融する火災が発生し、1名が胸部に火傷を負った。	○使用者の家族が停車中の電車から下車する際、当該製品を床に落とし、使用者が拾い上げたが、発熱したため手を離し、再度落下させた際、当該製品端部が電車内の床に当たり、その直後に発煙、出火した。 ○当該製品は、液晶面にひび割れが認められ、背面のバッテリーに接している箇所の樹脂製外郭が焼失していた。 ○バッテリー内蔵のリチウムポリマー電池セルは著しく焼損し、電池セルの電極体の端部が欠損しており、当該欠損部を起点とする放射状のしわが認められた。 ○メイン基板及び内部配線に出火の痕跡は認められなかった。 ○事故発生日以前にも当該製品を何度か落下させたことがあるとの申出内容であった。 ●当該製品を落下させた際に、内蔵のリチウムポリマー電池セルに外力を加えたため、電池セルが異常発熱して出火に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書には、「当該製品を落下させない。火災の原因になる。」旨、記載されている。	
4	A202000680 令和2年11月29日(岡山県) 令和2年12月15日	ヘッドライヤー	(火災) 当該製品を使用後、当該製品の電源コード部を溶融し、周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は巻き付けた状態で長期保管され、1年ほど前から再使用後も電源コードを本体に巻き付けて保管されていた。 ○当該製品は、断線箇所以外に目立った焼損、破損は認められず、樹脂の硬化も認められなかった。 ○電源コードの被覆に著しい劣化は認められず、経年劣化による被覆の破損の痕跡は確認できなかった。 ○電源コードは断線部の双方の芯線先端に溶融痕が認められ、芯線は外部の被覆よりも短くなっていた。 ●当該製品は、電源コードに繰り返し屈曲等の外力が加わり、内部の芯線が断線、スパークが発生して火災に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書には、使用中の注意事項として「コードを本体に巻き付けると、断線などの原因になる。」旨、記載されている。	
5	A202000880 令和3年1月22日(新潟県) 令和3年2月15日	電気ポンプ	(火災) 異臭がしたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。	○当該製品は、降雪又は温度センサーにより気温(0℃)を感知すると起動し、5分間運転、5分間停止を繰り返すよう設定されていた。 ○事故発生時の外気温は、氷点下10℃まで下がっていた。 ○モーターコイルが全体的に黒く熱変色していたが、ガバナスイッチやコンデンサー等に異常は認められなかった。 ○当該製品は、過負荷保護装置を未設置の状態で使用していた。 ●当該製品は、設置時に過負荷保護装置が取り付けられていなかったため、ポンプ内の水が凍結した際、モーターがロック状態になり、過電流が流れて異常発熱し、出火に至ったものと推定される。 なお、過負荷保護装置について、本体には、「この機械は屋内配線に電動機用過負荷保護装置を取り付ける。」旨、また、取扱説明書には、「過負荷保護装置は内蔵されていないので、電動機焼損防止のため、定格電流に合致した過負荷保護装置(サーマルプロテクター等)を設置する。」旨、記載されている。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
6	A202000968 令和3年3月5日(秋田県) 令和3年3月17日	電気オーブン	(火災) 当該製品を使用中、 当該製品及び周辺 を焼損する火災が 発生した。	○事故発生日、使用者は当該製品に調理済みの大きめのから揚げ1個を入れ、温度設定230℃でタイマーを50分程度にセットして外出しており、以前から同様に使用していた。 ○当該製品の外装を外したところ、操作内部は著しく焼損していたが、ヒーター線に異常はなく、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○タイマーつまみはオフの位置に戻っており、サーモスタットの接点は閉じていたが、作動することが確認された。 ○取扱説明書には、「必要以上に加熱しない。」、「調理中に本体から離れない。」、「調理時間の目安として唐揚げ(300g)は8～10分で調理する。」旨、記載されている。 ●事故発生日の詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
7	A202100059 令和2年2月22日(千葉県) 令和3年4月21日	引戸	(重傷1名) 浴室から出る際に 当該製品の下枠カ バーを踏んだところ、 外れて転倒し、 右肩を負傷した。	○使用者は、入浴を終えて浴室から出る際に、脱衣所にある物を取ろうとして当該製品の下枠カバー部を踏んだ状態で身体を伸ばしたところ、下枠カバーが外れて滑って転倒したとの申出内容であった。 ○下枠カバーは、ドア枠の凸部に下枠カバーの切欠きを嵌合させて取り付ける構造で、ドア枠及びレールと浴室との段差をなくすために取り付けるものであり、下枠カバーの一部に破損が認められた。 ○事故発生日のおよそ2か月前から下枠カバー部にひび割れが生じていることを使用者は認識しており、修理せずにそのまま使用を継続していた。 ○下枠カバー破断部の起点が表面(上面)側に認められ、その近傍に異物又は気泡等の異常は認められなかった。 ●使用者が当該製品の下枠カバーにひびが生じた状態を認識したまま使用を継続していたため、足で踏んだ下枠カバーが外れ、滑って転倒したものと推定される。 なお、取扱説明書には、「がたついたり、故障したときはそのまま使い続けない。」旨、記載されている。	
8	A202100127 令和3年4月30日(島根県) 令和3年5月21日	テレビゲーム機	(火災) 当該製品をACアダ プターに接続して充 電中、当該製品及 び周辺を焼損する 火災が発生した。	○事故発生日、当該製品は延長コードを介して専用のACアダプターを接続し、充電中であつた。 ○当該製品の外郭及び液晶画面に焼損が認められた。 ○当該製品の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品を充電していたACアダプターが焼損していたが、出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品の充電に使用していたACアダプターへ電源を供給していた延長コードは、電源プラグの根元部分に鋭利な傷跡及び芯線の断線があり、また、マルチタップ側及びコード中間付近の被覆が焼損し、異極間短絡で生じた熔融痕が認められた。 ●当該製品に出火の痕跡は認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(A202100128と同一事故)

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
9	A202100128 令和3年4月30日(島根県) 令和3年5月21日	ACアダプター (ゲーム機用)	(火災) 当該製品にゲーム機を接続して充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○延長コードから電源を取って、当該製品でゲーム機を充電していた。 ○当該製品のゲーム機への接続コードの被覆の一部及び外郭に焼損が認められた。 ○当該製品の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品で充電していたゲーム機の外郭及び液晶画面に焼損が認められたが、出火の痕跡は認められなかった。 ○ゲーム機の充電に使用していた当該製品へ電源を供給していた延長コードは、電源プラグの根元部分に鋭利な傷跡及び芯線の断線があり、また、マルチタップ側及びコード中間付近の被覆が焼損し、異極間短絡で生じた熔融痕が認められた。 ●当該製品に出火の痕跡は認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(A202100127と同一事故)
10	A202100129 令和3年5月3日(東京都) 令和3年5月21日	踏み台	(重傷1名) 当該製品を使用中、転落し、右足指を負傷した。	○使用者は、フローリング上に設置した当該製品の天板に立って作業をしていた際に、当該製品の一部が破損して当該製品が倒れたため転落したとの申出内容であった。 ○当該製品は、背面側にある木製のX状筋交いのうち1本が折損して脱落していたが、その破面に腐食等の異常は認められず、厚さ等の寸法は設計時の基準を満たしていた。 ○その他の部材に破損、変形等の異常は認められなかった。 ○当該製品を通常どおり設置したところ、いずれの支柱も端部と接地面に隙間は認められず、安定していた。 ○折損した部材を脱落させたままの当該製品を用いて、ANSI規格に基づく安定性試験を実施したところ、転倒することなく要求事項を満たしていた。 ○当該型式品はEN規格及びANSI規格による強度及び安定性試験に適合している。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の安定性等に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
11	A202100163 令和3年5月13日(東京都) 令和3年6月3日	照明器具	(火災) 施設のトイレで当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品はオフィスビル男子トイレ洗面台内部の底面に設置されており、当該製品の真上に手洗い用石けん液が充填されたボトルが設置されていた。 ○当該製品は、外観上の異常は認められなかった。 ○電源基板は、絶縁カバーに焼損及び穴空きが認められ、端部が著しく焼損し、電位差の大きい部位の基板が焼失し、焼損箇所の銅箔パターンが欠損していた。 ○当該製品が設置されていた取付台及び内部に手洗い用石けん液が付着しており、LEDチップ周辺に腐食が認められた。 ○端子台及び内部配線に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、内部に手洗い用石けん液が浸入して電源基板に付着したため、基板の電位差がある銅箔パターン間でトラッキング現象が生じて焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
12	A202100198 令和3年5月28日(福岡県) 令和3年6月18日	プリンター(複合機)	(火災、軽傷5名) 事務所で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、5名が軽傷を負った。	○事故発生時は深夜で、当該製品のあった事務室は無人であった。 ○当該製品は、全体が著しく焼損しており、特に上部の焼損が著しかった。 ○電源プラグ、コード、電源基板、制御基板等の電気部品に、出火の痕跡は認められなかった。 ○定着器のヒートロールに異常発熱はなく、出火の痕跡は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
13	A202100220 令和3年5月26日(東京都) 令和3年6月25日	椅子	(重傷1名) 使用者(80歳代)が当該製品に着座中、足乗せに手をかけたところ、バランスを崩し、転倒、左手を負傷した。	○使用者は、当該製品に足を伸ばして座った後、座面上であぐらをかき、フットレストを左手で収納しようとした際、バランスを崩して当該製品とともに左前側に転倒したとの申出内容であった。 ○当該製品に座って左側のフットレスト付け根部分が脱落していた。 ○座面裏に取り付けられていたフットレストの固定樹脂部品は、2か所の異なる位置で破断していた。 ○同等品を用いて、成人男性が伸ばしたフットレストに足を乗せて再現試験を実施した結果、約13kgの荷重が掛かり、前かがみの体勢をとると約18kgの荷重が掛かった。 ○フットレストを伸ばした状態で、20kg荷重10,000回の同等品での耐久試験を実施した結果、破損しなかった。 ○フットレスト部へ均等におもりを乗せて同等品での強度試験を実施した結果、30kgまで固定樹脂部品の破断はなかったが、35kgの荷重を掛けた際に片方の固定樹脂部品が破断し、固定樹脂部品破断位置は当該製品と類似していた。 ●使用者は当該製品の座面にあぐらをかいた状態でフットレストを収納しようとした際に、バランスを崩して転倒したものと推定される。 なお、取扱説明書には、「人が座っている状態でフットレストを絶対に収納しない。」旨、記載されている。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
14	A202100285 令和3年5月16日(東京都) 令和3年7月20日	洗浄剤	(重傷1名) 当該製品のレバーを操作後、当該製品のスプレー先端をのぞいたところ、内容物が飛散し、右目を負傷した。	○使用者は、当該製品の用途及び使用方法を守り、ノズル先端部を「出」と▲印とが合うように回し、何度かレバーを押したが、固くて半分程度しか動かず、液があるのに出なかったため、何故かと思いノズル先端をのぞいたところ、レバーを押していない状態で突然液が出て、右目に直撃したとの申出内容であった。 ○当該製品の外郭に破損及びノズルの詰まりはなく、同等品と著しい差異は認められなかった。 ○液を噴霧する際は、ノズル先端部を回して「出」と▲印とを合わせた状態でレバーを押す使用方法であり、使用方法に従って操作したところ、液が正常に噴霧され、レバーの引っ掛かり、ノズルの詰まり等は認められなかった。 ○ノズル先端部の「出」と▲印とが合っていない状態では、レバーを押してもレバーはわずかしき動かず、液が出ない構造であったが、この状態でレバーを数回押した直後に「出」と▲印が合う位置に回したところ、ノズル先端から液が飛散した。 ○ノズル先端部を回して液を噴霧する3種類の他社類似品において、ノズル先端を液が噴霧されない位置にしてレバーを数回押した後、液が噴霧される位置に回したところ、当該製品と同様にノズル先端から液が飛散した。 ○当該製品には、「ノズル先端部の「出」をきちんと▲印に合わせる(このとき、顔に向けない。)」、「液が目に入らないよう注意する。」、「目の保護に眼鏡等を着用する。」旨、表示されている。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に事故に至る異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
15	A202100288 令和3年6月2日(千葉県) 令和3年7月26日	自転車	(重傷1名) 当該製品で下り坂を走行中、前輪がロックし、転倒、負傷した。	○使用者が当該製品で下り坂を走行中、急に前輪がロックして急ブレーキ状態になり、前方に投げ出されて負傷したとの申出内容であった。 ○当該製品は、前泥よけの中間部から後部にかけて著しく屈曲して前輪のタイヤに接触している状態であり、前泥よけの後端に打痕が認められ、前泥よけステーがハブ軸を支点にして上方へ変形していた。 ○前ホークに擦れ痕及び異物の付着はなかったが、後方への変形が認められた。 ○前タイヤのトレッド面に擦れ痕が認められた。 ○前ブレーキ、前かご、前泥よけ等の取付状態に緩み、がたつき等は認められなかった。 ○同等品を調査した結果、トウクリアランスは、JIS D 9301「一般用自転車」の基準を満たしており、JIS D 9411「自転車ーどろよけ」に準じて、前泥よけの後部へ接線方向(上方)及びハブ軸方向に力を加えた結果、前泥よけに著しい変形は認められなかった。 ○当該製品販売時の整備記録に異常は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品は、走行中に前泥よけの後部が外的要因によりタイヤと接触したため、前輪がロックし、転倒に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
16	A202100324 令和3年5月17日(熊本県) 令和3年8月5日	携帯電話機(スマートフォン)	(火災) 火災警報器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	○当該製品は、リチウムイオン電池セルの内部電極体が溶融、焼損していた。 ○当該製品は、基板を固定するビスが2本欠落しており、バッテリーはPSEマークとリサイクルマークの表示及び電極タブの形状が純正品と異なっていた。 ○メイン基板等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○取扱説明書には、「バッテリー交換は事業者の認定を受けた修理店に依頼する。」旨、記載されているが、当該製品は正規修理店の修理履歴がなく、バッテリー交換については不明であった。 ●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に装着されていた非純正バッテリーのリチウムイオン電池セルが異常発熱して出火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
17	A202100329 令和3年7月25日(北海道) 令和3年8月5日	IH調理器	(火災) 宿泊施設で当該製品を使用中、鍋の内容物から出火する火災が発生し、周辺を焼損した。	○揚げ物調理をした後、その場を離れて数分後に出火したとの申出内容であったが、事故発生時の詳細については不明であった。 ○調理に使用していた鍋は、鍋底が約3mm反った鍋で、底面に炭化物がこびり付いており、また、当該製品表面にも汚れがこびり付いている状態であった。 ○当該製品の温度ヒューズは切れていたが、サーミスターの抵抗値は正常であり、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○再現実験の結果、油量が少ない状態で鍋底が反った鍋を使用して油を加熱すると、油の温度上昇に安全装置の反応が追いつかない状態が認められた。 ●当該製品を使用して少量の油でかつ鍋底に反りのある鍋を使用して油を加熱して調理後、スイッチを切り忘れたため、安全装置が油温を検知する前に油が発火温度に達し、出火に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書には、「揚げ物調理のときは反りが1mm以下の鍋を使用する。」「900g未満の油では調理しない。」旨、記載されている。	
18	A202100333 令和3年7月25日(愛媛県) 令和3年8月6日	電気掃除機(充電式、スティック型)	(火災) 異音が生じたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。	○当該製品本体の外観に溶融、焼損等の異常は認められなかったが、バッテリーの制御基板収納部周辺の樹脂製外郭に溶融、穴空き等が生じていた。 ○当該製品は、インターネット通販で購入した他社製バッテリーが装着されていた。 ○当該製品は、モーター、内部配線、プリント基板の装着部品及び銅箔パターンに焼損は認められず、純正品バッテリーで動作確認したところ、正常に動作した。 ○バッテリー内蔵のリチウムイオン電池セルに焼損等の異常は認められなかったが、バッテリー内部の制御基板に焼損が認められた。 ○取扱説明書には、「本製品専用のバッテリー以外のバッテリーや充電器は決して使わない。」旨、記載されている。 ●当該製品本体に出火の痕跡は認められないことから、当該製品に取り付けた非純正バッテリーの基板が異常発熱し、焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(A202100337と同一事故)

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
19	A202100341 令和3年6月30日(東京都) 令和3年8月11日	洗浄剤	(重傷1名) 当該製品を使用し て浴室を清掃後、皮 膚障害を発症した。	○使用者は当該製品を用いて浴室を清掃中、内容液の一部が足に付着したためすぐに洗い流したが、その日の夜に足裏に皮膚障害を発症した。 ○当該製品の使用は初回であった。 ○使用者はその後当該製品を使用していなかったが、使用者の家族が浴槽洗いに使用していた。 ○当該製品と同等品の成分分析を実施したところ、成分に差異は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明であるが、残存した当該製品に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
20	A202100418 令和3年8月26日(香川県) 令和3年9月6日	電動車いす(ハン ドル形)	(死亡1名) 当該製品を使用中、 踏切内で列車には ねられ死亡した。	○事故発生現場は、見通しがよく、遮断機、警報器があり、線路に対して直角に横断する踏切(幅6.5m)であった。 ○当該製品は著しく損傷しているが、駆動回路は正常でモーターは動作し、メモリーチップに異常な動作履歴を示す記録は認められなかった。 ○バッテリーの損傷が著しく、バッテリー残量は確認できなかったが、バッテリーは8年前に製造されたもので、メモリーチップに充電回数が619回と記録されていた。 ○踏切に残っていたタイヤ痕から、事故発生時、当該製品の前輪は深さ20mm、奥行き140mmの溝内にはまっていたことが特定された。 ○検証実験で、同型品は踏切内の溝で停止することなく走行できたが、バッテリー残量が少なくなると出力電圧が低下し、平地での走行が可能でも、溝の乗り越えはできなくなることが確認された。 ○取扱説明書には、「充電を繰り返すごとに一回の使用時間は次第に短くなる。バッテリーの寿命の目安は約2年である。」旨、記載されている。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に事故につながる異常は認められないことから、踏切を横断中にバッテリーの残量不足で溝を乗り越えられず、事故に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
21	A202100432 令和3年8月14日(東京都) 令和3年9月9日	テレビゲーム機	(火災) 当該製品のUSB ケーブル及びコント ローラーを焼損する 火災が発生した。	○当該製品のコントローラーを、当該製品本体のUSB端子に付属のUSBケーブルで接続して充電していたところ、USBケーブルのコントローラー側端子から発火し、コントローラーとUSBケーブルの端子付近が溶けた。 ○USBケーブルのコントローラー側接続端子は、プラス5Vピン付近を中心に溶融及び炭化し、当該接続端子部に屈曲が認められた。 ○屈曲していた接続端子の内部は、プラス5Vピンとグラウンドフレームが接触し、端子間に導通が認められた。 ○当該接続端子内部に異物は認められなかった。 ○その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品のUSBケーブルのコントローラー側接続端子に外力が加わって屈曲したため、内部部品が接触し、短絡が生じて異常発熱し、端子部が焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
22	A202100448 令和3年8月30日(熊本県) 令和3年9月14日	エアコン(室外機)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○事故発生日時、当該製品の室内機は使用されていなかった。 ○吹き出しグリル及びファンが焼失していた他、塗装の焼け、アルミフィンの溶融、配管の破裂等、各部に受熱の痕跡が認められた。 ○受熱の痕跡の状態から、室外機に向かって左奥下から燃え広がったと考えられるが、当該燃焼の始点となる部分に電気部品は配置されていなかった。 ○ファンモーター及び制御基板は焼損しているが、出火の痕跡は認められなかった。 ○その他、圧縮機、リアクター、四方弁コイル、膨張弁コイル、端子板等に、焼損及び出火の痕跡は認められなかった。 ●事故発生日時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
23	A202100474 令和3年7月7日(千葉県) 令和3年9月24日	電気掃除機	(火災) 当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、手元操作部近傍でホースが折れ曲がり、穴空きが認められ、穴空き部分の内部で芯線が断線していた。 ○制御基板、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかったが、基板上のパターンヒューズが切れていた。 ○取扱説明書には、「ホースの扱いは丁寧に。持ち運びするときはさげ手をしっかり持つ。」旨、記載されている。 ○当該製品は譲渡されたものであり、譲渡された時期、過去の詳細な使用状況等は確認できなかった。 ●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品のホース内の電源コード芯線に屈曲、引っ張り等の機械的ストレスが繰り返し加わったため芯線が半断線状態となり、異常発熱から絶縁破壊し、短絡して出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
24	A202100485 令和3年8月21日(東京都) 令和3年9月30日	タブレット端末	(火災) 当該製品を充電中、当該製品のACアダプター及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品、当該製品のACアダプターの外観及び内部に焼損箇所は確認できなかった。 ○当該製品のACアダプターの出力電圧は、正常であった。 ○当該製品とACアダプターを接続していたコードに、使用者が飼育しているペットが噛んだと思われる噛み痕が多数発見された。 ○コードの噛み痕の中に、芯線が短絡した際に発生したと思われる焦げ痕を確認した。 ●使用者の飼育しているペットが当該製品のACアダプターのコードを噛んで被覆を損傷させたため、コード内部で短絡が発生し、出火したものと推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
25	A202100494 令和3年9月12日(埼玉県) 令和3年10月1日	水槽用サーモスタット	(火災) 飲食店で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○事故発生時、水槽冷却用クーラー及び保温用ヒーターに電源を供給する当該製品のコンセントに他社製のクーラー及びヒーターが接続されていた。 ○当該製品の樹脂製外郭は、ほぼ全体が焼損、溶融しており、原形をとどめていなかった。 ○クーラー接続用コンセントの刃受金具に変形、溶融等は認められなかった。 ○当該製品のその他の電気部品及び他社製水槽保温用ヒーターに出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品のコンセントに接続されていた他社製クーラーの電源プラグは絶縁樹脂が焼失し、片側の栓刃カシメ部が欠損して溶融痕が生じていたが、残存する栓刃に変形、著しい損傷及び刃受金具との接触部のスパーク痕は認められなかった。 ●当該製品に出火の痕跡は認められないことから、接続されていた他社製水槽冷却用クーラーの電源プラグからの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(A202100850と同一事故)
26	A202100522 令和3年10月1日(福岡県) 令和3年10月12日	エアコン(室外機)	(火災) 当該製品とエアコン室内機をつなぐ配管を焼損する火災が発生した。	○当該製品と室内機をつなぐ配管の外郭が一部焼損し、近接した外壁の一部にすすが付着していた。 ○使用者は、配管と外壁の間に着火させた蚊取り線香2枚が収められた携帯ホルダーを挟み込んでいた。 ○事故発生時、当該製品はオフ状態だった。 ○当該製品及び室内機に焼損等の異常は認められなかった。 ○配管内部の内外連絡線に断線や溶融痕等の異常は認められなかった。 ○携帯ホルダー内の蚊取り線香が1枚の場合は炎は外側まであふれないが、2枚重ねた場合は、炎が携帯ホルダーの外側まであふれることが確認された。 ●当該製品に出火の痕跡は認められないことから、配管と外壁の間に着火させた蚊取り線香2枚が収められた携帯ホルダーを挟み込んでいたため、受熱により配管が焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
27	A202100533 令和3年9月28日(京都府) 令和3年10月14日	エアコン(室外機)	(火災) 異音がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	○事故発生時、当該製品は使用されておらず、電源はオフ状態で、事故発生現場の漏電ブレーカーが切れていないことが確認された。 ○当該製品は全体的に焼損していたが、内蔵の制御基板に、著しい焼損等の出火の痕跡は認められなかった。 ○ファンモーター、圧縮機及び端子台等のその他の部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
28	A202100564 令和3年10月16日(神奈川県) 令和3年10月28日	エアコン(室外機)	(火災) 施設で異臭がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	○当該製品はグループホーム2階の居室ベランダに設置されており、使用者が外出中、運転停止状態の当該製品付近から出火したとの申出内容であった。 ○当該製品は、全体的に著しく焼損し、樹脂製部品の大部分が焼失していた。 ○制御基板は熱収縮して変形し、一部の電子部品が脱落していたが、基材に穴空きは認められず原形をとどめていた。 ○圧縮機、ファンモーター、リアクター等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
29	A202100584 令和3年10月 ※不明(福島県) 令和3年11月4日	温水洗浄便座	(重傷1名) 施設で当該製品を使用中、火傷を負った。	○当該製品の外観は、便座表面、裏面の外、内周部3箇所に亀裂が認められた。 ○便座内部は汚れやサーミスターリード線カシメ部の腐食があり、同部位でアンモニア性窒素の反応が認められた。 ○サーミスターの抵抗値は規格値から外れており、便座温度を測定した結果、仕様値より高温であった。 ○便座ヒーター線及び本体内部の基板等、その他の電気部品に異常は認められなかった。 ●当該製品は、介護施設において使用にともなう負荷による亀裂が生じたまま使用が継続されたため、便座亀裂部より浸入した尿成分等でサーミスターカシメ部が腐食し、サーミスターの抵抗値が規格値を外れたことで、使用時に便座の温度が仕様の設定温度より高温となり、火傷に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書には、「故障(製品にひびや割れが入っている)したままで使い続けない。」旨、記載されている。	
30	A202100612 令和3年9月21日(大阪府) 令和3年11月16日	折りたたみ自転車	(重傷1名) 当該製品で走行中、転倒し、右足を負傷した。	○使用者は、事故発生直前に自転車専門店で当該製品のタイヤに空気を少なめに入れるよう依頼したが、販売店はコンプレッサー式空気入れで空気をパンパンに入れたとの申出内容であった。 ○使用者は、タイヤに空気を入れた直後の走行でタイヤが滑ることに気付き、横断歩道をゆっくり走っていたが、渡り終わったところで突然転倒した。 ○事業者入手時の空気圧は、適正空気圧の範囲内であった。 ○事故発生現場の交差点では、横断歩道から一般歩道への移動経路上に、金属製の排水溝蓋とマンホール蓋が設置されていた。 ○当該製品は、タイヤに摩耗はみられるものの溝は残っており、クラック等の異常は確認されなかった。 ○事故発生時、天候は雨であったため、路面は滑りやすくなっていたと考えられた。 ○取扱説明書には、「車輪径が小さいほど走行安定性が低くなるため、十分自転車の特性に慣れてから一般道路で乗る。」、「路面が凍結や工事の鉄板で滑りやすい所や、風雨の強いとき、視界が悪いときは、自転車を押して歩く。」旨、記載されている。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められず、路面に設置された金属製の排水溝蓋又はマンホール蓋上で当該製品のタイヤが滑って転倒した可能性があると考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
31	A202100658 令和3年11月9日(東京都) 令和3年11月30日	電気ストーブ	(火災) 当該製品を使用中、 火災警報器が鳴動 したため確認する と、当該製品及び周 辺を焼損する火災 が発生していた。	○当該製品は、本体下部が著しく焼損し、電源コードのコードプロテクター及び周辺の樹脂製部品の一部は焼失していた。 ○本体を支える樹脂製のベースが焼損し、電源コードが本体に引き込まれる後ろ部分に著しい焼損が認められた。 ○電源コードは、コードプロテクター付近の本体外に位置する箇所で断線し、熔融痕が認められた。 ○その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●事故発生以前の詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品は、本体接続部の電源コードに過度なねじれや屈曲等の外力が繰り返し加わったため、コード芯線が断線してスパークし、出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
32	A202100674 令和3年10月14日(神奈川県) 令和3年12月6日	電気掃除機(充電式、スティック型)	(火災) 当該製品に他社製のバッテリーを接続して充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○事故発生時、当該製品にインターネット通販で購入した非純正バッテリーが装着された状態で充電されていた。 ○当該製品は、バッテリーとの接続部の樹脂に一部熔融が認められたが、その他の部分に焼損は認められなかった。 ○当該製品に装着されていた非純正バッテリーは、制御基板が著しく焼損して破断し、銅箔パターンが広範囲に焼失して周辺の樹脂製外郭が焼損していた。 ○取扱説明書には、「自社製のバッテリーのみを使用する。他のバッテリーを使用すると、けがや製品のダメージにつながりうる破裂を起こす可能性がある。」旨、記載されている。 ●当該製品に出火の痕跡は認められないことから、非純正バッテリーからの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
33	A202100680 令和3年6月10日(青森県) 令和3年12月7日	照明器具(卓上型)	(火災) 当該製品の電源コード部を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、電源コードの本体側から15cmのところ、断線及び熔融痕が認められた。 ○基板、蛍光灯等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●事故発生以前の詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品は電源コードの断線及び熔融痕以外に出火の痕跡は認められず、当該箇所は通常の使用において外力が加わる位置ではないことから、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
34	A202100698 令和3年12月9日(大阪府) 令和3年12月14日	電動車いす(ハンドル形)	(死亡1名) 当該製品を使用中、踏切を渡り終える直前に下りてきた遮断機に引っかかって転倒し、列車にはねられ死亡した。	○警察が付近の防犯カメラ映像を確認したところ、踏切の遮断機が閉まる直前、当該製品に乗った使用者が単独で急いだように踏切内へ侵入し、踏切の出口側で遮断桿を手で持ち上げて外に出ようとしていたが、遮断桿を上手く持ち上げられずにバランスを崩して当該製品ごと転倒する様子が映っていた。 ○事業者が警察に当該製品の詳細調査を申し出たが、許可されなかった。 ○警察によれば、当該製品は列車と接触しておらず、車体に異常は認められなかったとのこと。 ○製造事業者とレンタル事業者は、レンタル開始時に運転指導や住居環境周りで走行する際の注意事項を確認する「安全運転指導」を使用者立会いで直接実施しており、「安全運転指導」では踏切を通らないように指導するが、使用者は踏切を越えないと商店等が利用できない住宅環境であったため、やむをえず踏切を通る際は一人で通らず、介助者に同行してもらう旨の指導を行っていた。 ○当該製品は、事故発生の約10日前に実施された点検整備において、シートに変形やがたつきがないこと、ハンドル操作、アクセルやブレーキの作動状況、走行性及び充電状況に異常は認められなかった。 ○当該型式品は、JIS T 9208:2016「ハンドル形電動車椅子」のJIS認証を受けている。 ●当該製品に異常は認められず、使用者が単独で遮断機の閉まる直前に踏切内へ侵入し、出口側で下がっていた遮断桿を持ち上げて踏切の外に出ようとした際にバランスを崩して車体ごと転倒し、身体が列車と接触したものと推定される。 なお、取扱説明書や本体には、「大変危険を伴うため、踏切の横断はできるだけ避ける。やむを得ず踏切を渡る場合は、介助者に同行してもらう。」、「警報機が鳴り始めているときや遮断機が降り始めたときは、踏切手前で待機し、絶対に踏切内へ入らない。」旨、記載されている。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
35	A202100700 令和3年11月28日(香川県) 令和3年12月14日	脚立(三脚、アルミニウム合金製)	(重傷1名) 当該製品を使用中、転倒し、右肩を負傷した。	○使用者は、自宅の庭の平たんな場所に当該製品を設置し、バランス調整を行わずに上から3段目以上の踏ざんに乗って庭木を剪定中、当該製品が転倒したため転落して骨折し、当該製品を確認すると調整脚が折れていたとの申出内容であった。 ○当該製品の調整脚は、3個ある穴の上から2番目の穴の位置で破損しており、左前稜線側で圧縮変形とパイプの内面から外面に向かう破断の痕跡が認められたが、腐食は認められなかった。 ○調整脚の破断面に異物の混入、空隙等の異常は認められず、疲労破壊の痕跡も認められなかった。 ○破断面を電子顕微鏡で観察した結果、起点側及び終点側にディンプルが認められたことから、過大な力が加わって延性破壊したものと考えられた。 ○当該製品は、SGマーク及びAマーク取得製品であり、JISマーク取得製品ではないが、寸法はJIS H 4100:2015「アルミニウム及びアルミニウム合金の押し出し型材」の公差を満たしていた。 ○同等品を用いてSG基準CPSA 0015「住宅用金属製脚立」の「4.4安定性」に準じた試験を実施した結果、安定性に異常は認められなかった。 ○同等品の調整脚を上から2番目の穴で固定し、上から2段目又は3段目の踏ざんの端に荷重をかけると、いずれも水平方向の引張力が44～70Nという軽い力で三脚の脚が浮き、不安定な状態になった。 ●当該製品に異常は認められないことから、使用者が取扱説明書や本体表示で乗ることを禁止されている3段目以上の踏ざんに乗って剪定作業をしたためバランスを崩して転落し、身体が調整脚に接触したことで破損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 なお、取扱説明書及び本体表示には、「転倒や転落の危険があるため、上から3段目以上の踏ざんに乗らない。」、「脚立の支柱から体を乗り出さない。」、「使用中に脚立の上で木の枝や物を無理に押したり引いたりしない。」、「左右方向の転倒に注意する。」旨、記載されている。	
36	A202100707 令和3年12月7日(東京都) 令和3年12月16日	電気掃除機(充電式、スティック型)	(火災、軽傷3名) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、3名が火傷を負った。	○集合住宅洗面所から出火し、当該製品及び周辺に設置されていた複数の電気製品が焼損したが、事故発生時の詳細な状況は確認できなかった。 ○当該製品は著しく焼損していたが、内部の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品周辺に設置されていた電気製品の焼損状況は不明であった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の電気部品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
37	A202100718 令和2年 ※不明(千葉県) 令和3年12月21日	電気カーペット	(重傷1名) 使用者(70歳代)が 当該製品を使用中、 低温火傷を負った。	○ソファーの上に当該製品を敷き、その上で2～3時間うとうとしていたところ、翌日、体に痛みがあり、足裏、腕及び膝に低温火傷を負ったとの申出内容であった。 ○当該製品の外観に異常はなく、「強」で運転したところ、最も高い部位の温度は仕様の範囲内で、著しい温度むらは認められなかった。 ○事故発生時の当該製品の温度設定は不明であった。 ●当該製品に異常が認められないことから、使用者が通電した当該製品を長時間使用していたため、低温火傷を負ったものと推定される。 なお、取扱説明書及び本体表示には、「強で長時間使用しない。低温火傷のおそれがある。」旨、記載されている。	
38	A202100722 令和3年12月19日(青森県) 令和3年12月23日	換気扇	(火災) 当該製品を使用中、 当該製品を焼損する 火災が発生した。	○当該製品の外観は、樹脂製品がほぼ焼失し、屋外側のシャッターに焼損が認められた。 ○モーター、内部配線等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○スイッチを分解し確認したところ、スイッチは入っていなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に内部から出火した痕跡は認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
39	A202100724 令和3年12月8日(宮城県) 令和3年12月23日	冷風機	(火災) 工場で当該製品及び 周辺を焼損する火災 が発生した。	○当該製品は、食品製造工場内で使用されていた。 ○当該製品は外郭及び内部とも著しく焼損し、樹脂部品は焼失していた。 ○当該製品の内部配線及び配線接続部に熔融痕等の出火した痕跡は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
40	A202100728 令和3年7月20日(神奈川県) 令和3年12月23日	延長コード	(火災) 当該製品に電気製品 を接続して使用中、 当該製品及び周辺を 焼損する火災が発生 した。	○当該製品に、他社製扇風機等が接続されており、当該製品の周辺では他社製扇風機の他に、他社製モバイルバッテリー等が焼損していた。 ○当該製品の電源コード中間部に熔融痕が認められたが、通常の使用において外力の加わらない位置であった。 ○タップ部及び電源プラグ部に出火の痕跡は認められなかった。 ○他社製扇風機は、外郭等の樹脂製部品が焼失、電源基板及び制御基板は焼損が著しく、一部の電子部品を除き確認できなかった。 ○他社製モバイルバッテリーは、基板及びリチウムイオン電池セルが著しく焼損していた。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品は断線部の熔融痕以外に出火の痕跡は認められず、当該箇所は通常の使用において外力が加わる位置でないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(A202100453と同一事故)

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
41	A202100773 令和3年12月31日(福島県) 令和4年1月13日	電気ポンプ(井戸用)	(火災) 当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、圧力スイッチが他社製品に交換されており、その履歴は不明であった。 ○他社製圧力スイッチ内部は、可動接点の配線端子に緑青が認められ、取付ねじは著しくさびて付近の外郭樹脂は焼失しており、可動接点表面は荒れ、固定接点に溶着した痕跡が認められた。 ○他社製圧力スイッチ以外の当該製品の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○取扱説明書には、「修理技術者以外の人とは、分解したり修理をしない。」旨、記載されている。 ●当該製品は、交換された他社製の圧力スイッチ内部で異常発熱が生じて出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
42	A202100778 令和3年12月18日(大阪府) 令和4年1月17日	電気ポンプ	(火災) 当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品は使用者宅の庭の滝に水を供給するための電気ポンプとして、屋外に設置されていたものであり、当該製品とは別の個別部品であるスイッチボックス(手動のオンオフスイッチ)に接続されて施工されていた。 ○使用者によると、事故発生の約1年前から当該製品を使用しておらず、電源は切られていたとの申出内容であり、事故発生時にスイッチボックスのスイッチはオフ状態であった。 ○当該製品とスイッチボックスは約50cm離れた位置に設置されており、各個で焼損が認められた。 ○本体部に接続されていた樹脂製給水管の途中部分に著しい焼損が認められたが、当該箇所に電気部品等の出火の要因と成り得る部品は設置されていなかった。 ○ポンプ部分に変形や変色等の異常は認められなかった。 ○内部のモーターに断線及び著しい焼損等の出火の痕跡は認められず、その他の電気部品にも出火の痕跡は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の電気部品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
43	A202100779 令和4年1月4日(香川県) 令和4年1月17日	階段移動用リフト	(重傷1名) 車両内で当該製品 を使用中、座面が脱 落し、搭乗者(70歳 代)が転倒、胸を負 傷した。	○使用者は、当該製品に乘せられて5階から1階へ階段を下り、平地走行後に車椅子対応の送迎車へ当該製品ごと搭乗したところ、車椅子用座面が突然脱落し、シートベルトが使用者の胸を締め付けたため胸骨を骨折した。 ○当該製品は本体フレームに車椅子用座面を固定して使用するもので、車椅子用座面の固定はレンタル事業者が実施した。 ○本体フレームに座面フレームを正常に取り付けた場合、座面フレームの支柱角部の痕跡が本体フレームの支柱に残るが、当該製品は取付け痕が片側のみにしか認められないことから、片側のねじ固定が不十分であったと推定された。 ○本体フレームと車椅子用座面を取り付ける固定ねじのねじ山が左右ともつぶれていたことから、本体フレームと座面フレームが完全密着しない状態で使用されたことでねじが緩み、ねじへ応力集中が繰り返し加わったものと推定された。 ●当該製品は、本体フレームと車椅子用座面を固定するねじの取付けが不適切であったため使用過程でねじが徐々に緩み、繰り返し応力集中によってねじ山がつぶれ、座面シートが脱落したものと推定され、レンタル事業者の設置、施工不良と推定される。 なお、取扱説明書には、「各ボルト等に緩みがないか確認する。」「座面固定ねじをしっかり締める。」「座面がしっかりと固定されているか必ず確認する。」旨、記載されている。	
44	A202100782 令和3年12月31日(滋賀県) 令和4年1月18日	照明器具(シーリングファン付)	(火災) 当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品は事故発生現場において、電動昇降装置と共に設置されていた。 ○当該製品に変形、焼損等の異常は認められず、出火の痕跡は認められなかった。 ○電動昇降装置は、外郭金属ケースに熱変色が認められたが、電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
45	A202100789 令和4年1月10日(東京都) 令和4年1月19日	オーブントースター	(火災) 当該製品を使用中、異臭がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	○当該製品は毎日使用され、パンや唐揚げ等の揚げ物を直接焼き網に載せていた。 ○当該製品の上段と下段の焼き網に食パンを載せ、タイムスイッチを3分に設定して加熱していたところ、約2分後に上段のパンから炎が上がり、当該製品の前面からも炎と煙が上がったとの申出内容であった。 ○当該製品の外観は、扉上部周囲に汚れが認められたが、その他に焼損等は認められなかった。 ○くず受皿に焦げはなかったが、扉の内面、庫内及び上段焼き網に、汚れと炭化した食品くずとみられる焦げが付着していた。 ○ヒーター、タイムスイッチ等の電気部品に異常は認められなかった。 ●当該製品の電気部品に出火の痕跡は認められないことから、庫内に付着した食品くず等が過熱し、出火に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書には、本体のお手入れ方法として、「外側、内側及び焼き網をよく絞ったふきんでふき取る。庫内の下の方は下焼き網を持ち上げてふく。」旨、記載されている。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
46	A202100795 令和3年12月4日(神奈川県) 令和4年1月21日	ミシン	(重傷1名) 当該製品を使用中、 当該製品の針を刺 して、右手指を負傷 した。	○使用者が当該製品でフットコントローラーを使用せず裁縫中、右手の人差し指に針が刺さったとの申出内容であった。 ○当該製品の外観に異常はなく、操作スイッチ等の動作確認及びノイズ試験を実施した結果、誤動作等の異常は認められなかった。 ○事故発生時の当該製品の縫い速度設定は不明であった。 ●当該製品に異常が認められないことから、使用者が当該製品で裁縫中、誤って針の下に指を入れたため負傷したものと推定される。 なお、取扱説明書及び本体表示には、「針の下に指を入れない。けがをするおそれがある。」旨、記載されている。	
47	A202100800 令和3年11月15日(和歌山県) 令和4年1月24日	はしご(伸縮式、 アルミニウム合金 製)	(重傷1名) 事務所で当該製品 を使用中、支柱が破 断し、転落、右手指 を負傷した。	○使用者によれば、当該製品を最大に伸ばして壁へ立て掛け、手ぶらで4m付近まで上った際、当該製品の上部が折れてはしごが縮み、バランスを崩して転落したとの申出内容であった。 ○事故発生時、当該製品を支える補助者はいなかった。 ○当該製品は、上から3段目の位置で支柱が折損しており、肉厚や硬度に異常は認められず、上降面側に反り返るように変形しており、破断面に汚れや腐食は認められず、座屈、しわ模様及び白化が認められたことから、瞬間的に過大な荷重が加わって破損したと推定された。 ○当該製品は、伸張した支柱のロック機構の設計不良でリコールされた後に出荷された改善品であった。 ○支柱が折損している部位のロック機構は、左右とも露出して作動できなくなっていたが、その他の部位のロック機構に異常は認められなかった。 ○同等品の支柱を最大に伸ばし、水平にした状態で中央部に1000Nの荷重を加えたり、75度に立て掛けた状態で中央部に2200Nの荷重を加えたりしたが、いずれも支柱に破損や折損等の異常は認められなかった。 ○支柱の足下にある滑り止め端具に目立った摩耗等は認められなかったが、支柱最上部の左右にある樹脂部品は、どちらも裏面中央部に長手方向への擦り傷が認められた。 ○取扱説明書には、「必ず大人の補助者がはしごを支える。はしごを支えないとはしごが動き、バランスを崩して転倒や転落する。」「はしごの支柱を伸ばしたとき、ロックが確実に掛かっているか確認する。ロックが掛かっていないと支柱が縮み、転倒や転落する。」旨、記載されている。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められず、使用者が当該製品へ上った際にバランスを崩して転落し、身体が当該製品へ接触したことで瞬間的に過大な荷重が加わって支柱が折損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
48	A202100812 令和3年12月26日(岡山県) 令和4年1月26日	自転車	(重傷1名) 子供(11歳)が当該製品で走り出そうとしたところ、ハンドルが回り、転倒し、左腕を負傷した。	○当該製品のハンドルステムは通常的位置よりも右に45度程度回転した状態であった。 ○当該製品は使用開始から事故発生日まで2年7か月使用されていた。 ○ハンドルステムポストにグリスのような付着物が認められ、製造時に塗布されるグリスと成分が異なっていた。 ○ハンドルステムのハンドルステム引上げボルト挿入部に付けられている筋状の痕が新品の同等品と比較して、当該製品は筋状の痕が薄くなっていた。 ○当該製品のハンドルステムと前ホークを用いてJIS D 9313-3 4.6「ハンドルステムとホークステムとの固定試験」に準拠した試験を実施した結果、左回転及び右回転ともにハンドルステムのずれ及び回りはなく、引上げボルトに緩みは認められなかった。 ○当該製品のハンドルステムの寸法に異常は認められなかった。 ○取扱説明書には、「乗車前点検を必ず実施する。」、「乗車前点検時に、ハンドルに力を入れても回らないことを確認する。」、「初回点検及び定期点検は必ず実施する。」旨、記載されている。 ●詳細な使用状況等が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品は購入後にハンドルステムを外した痕跡が認められたことから、ハンドルステムとホークステムの固定力が弱かったため、ハンドルステムが回転したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
49	A202100814 令和3年12月24日(宮崎県) 令和4年1月27日	超音波洗浄機	(火災) 工場で当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品を使用して部品を洗浄していたところ、「ポーン」と音がして、当該製品から出火した。 ○使用者は、当該製品の洗浄槽に水道水を入れて使用すべきところを、洗浄槽に直接アルコールを入れて使用していた。 ○当該製品は、上蓋外側の観察窓の裏側に変形と発泡が、本体ケース下方及び背面に変形が認められた。また、当該製品の正面の表示、操作基板下の隙間を起点とした放射状の焦げが認められた。 ○洗浄ホルダー内側で洗浄槽裏側に取り付けられた超音波振動子の正極板付近が黒く焦げ、正極板に割れが認められた。 ○当該製品の底蓋に割れと修理した痕跡が、また、正極板の割れ付近の洗浄槽ホルダーにも割れが認められた。 ○当該製品を組み立てて作動させたところ、超音波振動子は正常に作動したが、正極板の割れに沿ってスパークの発生が認められた。 ●当該製品は、洗浄液にアルコールを用いたため、気化したアルコールが洗浄槽と洗浄ホルダーの間に入り込み、超音波振動子の正極板の割れに沿って発生したスパークに引火し、発生した炎が洗浄槽のアルコールに引火したものと推定される。 なお、取扱説明書には、水道水を使用した洗浄方法が記載されており、溶剤として使用されていたアルコールの安全データシートには、「防爆型の電気機器／換気装置／照明機器を使用すること。」の旨、記載されている。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
50	A202100817 令和4年1月14日(兵庫県) 令和4年1月27日	コンセント	(火災) 商業施設で当該製品に電気製品を接続して使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品に接続された他社製の延長コードに、別の3本の延長コードが接続されており、さらに別の延長コードを複数使用した上で、負荷としてゲームコーナーのゲーム機(15台)が接続されていた。 ○当該製品の刃受金具は、延長コードの電源プラグが接続されていた部位を中心に熱変色していた。 ○刃受金具は、電源プラグの栓刃との接触面に溶融箇所が認められたが、電源電線との接続部、錠ばね及び接続されていた電源電線に変形、溶融は認められなかった。 ○当該製品に接続していた延長コードの電源プラグは、栓刃周辺の中子樹脂が炭化し脱落していたが、栓刃に変形は認められず、栓刃金具と電源コードとの接続部に溶融等の異常は認められなかった。 ○当該製品及び当該製品に接続されていた延長コードを交換後、事故発生時に接続されていたゲーム機を接続して電源を入れた際の回路電流は15.4Aであり、当該製品の定格電流である15Aを超過していた。 ●当該製品に接続可能な最大電力(1500W)を超えて複数の電気製品を接続し使用していたため、電源プラグの栓刃と刃受金具の接続部で異常発熱し、差込口が焼損したものと推定される。 なお、一般財団法人日本配線システム工業会では、「複数の配線器具を使用して電気製品を接続すると使用している負荷機器の合計の使用電流が判りにくくなり、コンセントの定格電流を超えて使用してしまう危険性が増加する。過電流で使用すると、発熱量は流れる電気の2乗で発生するため、コードや、プラグ、タップ、コンセントの絶縁物が熱くなり、樹脂の耐熱温度を超え、焼損、出火することがあり危険である。」旨、注意喚起を行っている。	
51	A202100819 令和4年1月17日(大阪府) 令和4年1月28日	IH調理器	(火災) 火災報知器が鳴動したため確認すると、当該製品の上に置いていた可燃物及び周辺を焼損する火災が発生していた。	○当該製品は、トッププレートのラジエントヒーター搭載部周辺で可燃物の付着や受熱の痕跡が認められたが、右前方のIHヒーター側に同様の痕跡は確認されず、電源コードに出火の痕跡は認められなかった。 ○トッププレートの裏面はラジエントヒーターの設置箇所において、焼損が認められ、焼損部の周辺は白く熱変色していた。 ○ラジエントヒーター及び制御基板等の電気部品に異常は認められず、搭載部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○事故発生時、当該製品の上に可燃物が置かれており、使用者は事故発生前日から外出していたため、事故発生時は不在であった。 ○使用者は猫3匹を室内飼っており、以前に猫が流し台の上に登っているのを目撃しているとの申出内容であった。 ○取扱説明書には、「燃えやすいものをヒーターの上に置かない。火災のおそれがある。」旨、記載されている。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、ラジエントヒーターのスイッチが意図せず入ったことにより、トッププレート上の可燃物が加熱されて出火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
52	A202100830 令和4年1月13日(奈良県) 令和4年1月31日	食器洗い乾燥機 (ビルトイン式)	(火災) 当該製品を使用中、 当該製品及び周辺 を焼損する火災が 発生した。	○当該製品は20年以上前に購入されたものであり、購入から2、3年経過後に修理されていたが、修理内容や作業者等の情報は得られなかった。 ○当該製品は、背面下部から背面上方に向けて焼損が認められたが、庫内等のその他の箇所に焼損等の異常は認められなかった。 ○背面から伸びている電源コードは途中で切断されており、屋内配線に直接、手より接続されていた。 ○基板、配線結束部、ヒーター、ポンプ等の本体部の電気部品はいずれも残存しており、出火の痕跡は認められなかった。 ○施工説明書には、「電源コードを加工しない。火災の原因になる。」旨、記載されている。 ●当該製品の電源コードを切断し、不適切な接続方法によって屋内配線に直接接続されていたため、接続部で接触不良が生じて異常発熱し、出火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
53	A202100835 令和3年12月31日(北海道) 令和4年2月1日	凍結防止用ヒーター(水道用)	(火災) 異臭がしたため確認すると、当該製品 及び周辺を焼損する 火災が発生していた。	○当該製品は、寒冷地対応の配管ユニットで、床下給水配管にヒーター線を取り付け、保温材で被覆保護された製品で、建物の設計者からの指示で事業者が受注後に工場で製造組立てを行い、現地で施工業者が設計に合わせて施工する製品であった。 ○当該製品は、発注の設計と実際の水道用配管が異なっていたため、配管の長さが余る箇所が生じ、この余った配管を切り、ヒーター線は束ねて設置されていた。 ○当該製品は、火災により表面全体を焼損し、ヒーター線を束ねた箇所が著しく焼損していた。 ○ヒーター線を束ねた設置について、同等品による確認試験を実施した結果、約120分の「凍結予防運転」で250℃以上まで温度が上昇し、ヒーター線の被覆及び保温材の被覆が黒く変色し、発煙した。 ●当該製品は、現地配管設計の変更により余った配管を切り、ヒーター線を束ねて設置されたため、使用中に配管の一部が異常発熱し、出火に至ったものと推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
54	A202100836 令和3年12月30日(静岡県) 令和4年2月1日	電気ストーブ(パネルヒーター)	(火災、軽傷1名) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が火傷を負った。	○事故発生日、当該製品はソファの背もたれに立てかけられた状態で使用されており、ソファの座面にクッションや布団等があり、ソファの背もたれやクッション等が焼損した。 ○当該製品はコの字型に立てて使用するパネルヒーターで、3面のうち左面及び中央面の下部が焼損しており、焼損部の発熱体は焼失していた。 ○コントローラーに焼損は認められず、電流ヒューズは切れていなかった。 ○同等品の発熱面と背面にクッション等を接触させて通電した結果では焼損にまでは至らなかったが、接触部の発熱面のみ局部的に温度上昇が認められた。 ●当該製品は、発熱面及び背面にクッション等が接触する状態で使用したため、蓄熱により発熱体が異常発熱し、焼損に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書及び使用前に剥がす本体の注意シールには、「衣服や毛布などを発熱面にかけない。発熱による火災の原因となる。」旨、記載されている。	
55	A202100838 令和4年1月20日(福井県) 令和4年2月1日	電気温水器	(火災) 異臭がしたため確認すると、当該製品内部を焼損する火災が発生していた。	○当該製品内部の、貯湯タンク側面のヒーター取付け部付近から漏水が認められた。 ○当該製品はヒーターへの電力を開閉するリレースイッチが焼損し、焼損部位に水道水由来とみられるNa、Ca及びMgが検出された。 ○当該製品の他の部分に焼損等、異常は認められなかった。 ○当該製品のタンクの製造時期は1997年であり、事故発生日以前に修理履歴は確認されなかった。 ○使用者は当該製品からの漏水を約3か月前から認識していたが、当該製品の使用を継続していた。 ●当該製品から漏水していることを認識したまま継続使用したため、ヒーター取付け部付近から漏れ出した水分によりリレースイッチの端子間でトラッキング現象が発生し、異常発熱して出火に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書には、「本体や、周辺配管などから水漏れが生じたときは、温水器専用止水栓を閉じ、200V電源ブレーカー又は漏電遮断器の電源レバーを「切」にして据え付け工事店へ連絡する。」旨、記載されている。	
56	A202100856 令和4年1月29日(大阪府) 令和4年2月7日	電気こんろ	(火災) 当該製品の周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、ビルトインタイプで2口のラジエント式電気こんろであるが、使用者はふだん使用しておらず、当該製品の上に什器類を置いていた。 ○使用者は事故の数時間前に当該製品に搭載された換気扇のスイッチを入れたとの申出内容であり、消防到着時は電源スイッチ及び換気扇スイッチが入った状態であった。 ○当該製品は切り忘れ防止機能等も含めた通常の動作に異常は認められず、外観上はトッププレートの上に溶融した樹脂異物の付着が認められたのみであった。 ○当該製品内部のヒーター、制御基板等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品は電磁ノイズ試験に適合しており、ノイズによる誤動作が発生しないように設計されていることが確認された。 ●事故発生日の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の電気部品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
57	A202100867 令和4年1月19日(神奈川県) 令和4年2月9日	除湿乾燥機	(火災) 当該製品を使用中、 異臭がしたため確認 すると、当該製品 から発煙する火災 が発生していた。	○当該製品は、事故発生前日から2度、点検ランプが点灯、他のランプが点滅して運転を停止し、異臭を発生していたが、使用者はエラーを認識しつつ、当該製品の使用を継続していた。 ○当該製品の外観に焼損等の異常は認められなかったが、除湿ローターが回転せず、ローターの変色、断熱材の溶融及びローターホルダーの一部焼損が認められた。 ○除湿ローターを回転させるためのモーターは、巻線の抵抗値に異常は認められなかったが、ギヤ1個と磁石が外れて、回転がギヤに伝わらない状態であった。 ○電源基板、ファン、ヒーター等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、事故発生以前にモーターの故障により除湿ローターが回転せず、ローターの特定制所が加熱されて異常発熱したことで、修理を促すエラーを出して運転停止していたが、使用者が当該製品のエラーや異常を認識しながら使用を継続したため、事故に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書及び本体ラベルには、「点検ランプの点灯及び他のランプの点滅時は、フィルターの掃除をする。直らないときは、電源プラグを抜いて、販売店に修理を依頼する。」旨、記載されている。	
58	A202100869 令和4年2月2日(東京都) 令和4年2月10日	電気温風機(加湿機能付)	(火災) 当該製品を使用中、 当該製品を焼損する 火災が発生した。	○使用者が当該製品を温風運転させたまま施錠せずに外出した約30分後、無人となった使用者宅の当該製品付近から出火したとの申出内容であった。 ○当該製品の樹脂製外郭は著しく焼損し、原形をとどめていなかった。 ○電源コードは、本体から30cm離れた箇所で断線しており、断線部に溶融痕が認められたが、その他の箇所に異常は認められなかった。 ○PTCヒーター、ファンモーター、メイン基板等、内部の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○取扱説明書には、「カーテン、布団等の燃えやすいものの近くで使用しない。カーテン、布団等の変色や火災の原因になる。」旨、記載されているが、事故発生時、当該製品の近傍には布団やタオルがあった。 ●事故発生時の詳細な使用状況等が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に電源コードの断線、溶融痕以外の異常は認められず、当該箇所は通常の使用において外力が加わる位置ではないことから、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
59	A202100870 令和4年2月3日(埼玉県) 令和4年2月10日	抱っこひも	(重傷1名) 当該製品を使用して乳児(1か月)を抱っこしてしゃがんだところ、乳児が転落し、頭部を負傷した。	○当該製品にオプション品の新生児パッド及びインナークッションを使用し、寝ていた乳児を抱っこしている際に、乳児の背中を当該製品越しに片手で支えながらしゃがんだところ、乳児が落下した。 ○当該製品は汚れや余ったベルトを束ねるゴムが伸びている等の使用感は認められるが、破損や本体表示が消えている等の異常は認められなかった。 ○使用者の証言を元に新生児ダミーを用いて再現試験をしたが再現せず、さらに肩ベルトを緩め、新生児パッドのインナークッションを折り曲げた上にダミーを乗せてしゃがむ動作を行ったが、ダミーが落下することはなかった。 ○当該製品を取扱説明書どおりにダミーに装着した状態で逆さづりにしたところ、上下に揺らさない限りダミーが落下することはなかった。 ○当該製品は抱っこひものSG基準(CPSA 0027)に適合していた。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に乳児が落下に至る異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
60	A202100889 令和4年1月28日(奈良県) 令和4年2月18日	エアコン(室外機)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、全体的に焼損及び受熱による変色が認められ、前面のファンガードや内部にあるファン等の樹脂部品は焼失していた。 ○機械室全体が焼損していたが、圧縮機、端子台及びリアクター等の部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○金属製の制御箱内に搭載されていた制御基板に出火の痕跡は認められなかった。 ○ファンモーター及び内外連絡線等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○事故発生現場において、当該製品の近傍に薪が積まれており、薪に著しい焼損が認められた。 ○当該製品は長期間使用されておらず、事故発生日も使用されていなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
61	A202100890 令和4年2月6日(三重県) 令和4年2月18日	延長コード	(火災) 工場で当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品は通電されていたが、3口タップには何も接続されていなかった。 ○当該製品は、電源コードの中間部からタップまでの焼損が著しく、被覆が焼失し、数か所で断線していた。 ○タップは樹脂製外郭が焼失していたが、刃受金具から出火した痕跡は認められなかった。 ○電源コード中間部の断線箇所には熔融痕が認められたが、通常の使用において外力が加わる位置ではなかった。 ○電源プラグに出火した痕跡は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品は、電源コードの断線、熔融痕以外の異常は認められず、当該箇所は通常の使用において外力が加わる位置ではないことから、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
62	A202100895 令和4年2月1日(東京都) 令和4年2月21日	はしご(ロフト用)	(重傷1名) 当該製品を使用中、 当該製品を壁面に 固定する取付金具 が破損し、転倒、背 中を負傷した。	○当該製品を初めて使用したところ、上から3段目か4段目に差し掛かったところ、壁面に固定した左右のはしご取付金具が抜けて転落した。 ○当該製品は使用者が入居する前に工事業者がはしご取付金具の緩みを発見し、位置をずらして再施工したとのことであった。 ○はしご取付金具用の取付ねじが同梱の正規品(長さ45mm)と異なる非正規品(長さ30mm)が使用されていた。 ○はしご取付金具が設置されていた壁面は、石こうボードが二重貼り(厚み15+21mm)されており、石こうボードをはがして確認した結果、事故発生時に取り付けられていたねじが木材の下地まで届いていなかった。 ○施工説明書には、「棧なしで石こうボードやパーティクルボード等に直接取り付けない。」旨、記載されている。 ●当該製品の本体を支えるために壁面設置するはしご取付金具の固定ねじが、正規品のねじから短い非正規品のねじに変えて取り付けられていたことから、石こうボードの木材の下地までねじが届いていなかったため、壁面に固定するねじが抜け、事故に至ったものと推定される。	
63	A202100898 令和4年2月13日(京都府) 令和4年2月22日	電気洗濯機	(火災) 当該製品及び周辺 を焼損する火災が 発生した。	○事故発生時、当該製品は運転していなかったが、電源プラグは当該製品上部に位置する壁コンセントに接続されていた。 ○当該製品は外郭上部が焼損していたが、内部の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○電源コードは電源プラグのブッシング付近で断線し、断線部に熔融痕が認められた。 ○熔融痕が認められた断線箇所は、通常の使用において外力が加わる位置ではなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品は電源プラグのブッシング付近の熔融痕以外に出火の痕跡は認められず、当該箇所は通常の使用において外力が加わる位置ではないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
64	A202100907 令和4年2月4日(埼玉県) 令和4年2月25日	電気毛布(敷毛布)	(火災、軽傷1名) 当該製品及び周辺 を焼損する火災が 発生し、1名が軽傷 を負った。	○使用者が、事故発生の10分ほど前に当該製品の上で喫煙し、その後、横になっていたところ熱くなり出火に気が付いたとの申出内容であった。 ○当該製品は、毛布部分の一部及び毛布とコントローラーを接続する配線、毛布側コネクタが焼損し、コントローラーの樹脂製外郭の一部に熔融が認められた。 ○毛布の焼損箇所は、ヒーター線が断線していたが、断線箇所に熔融痕は認められず、焼損箇所以外のヒーター線に外観上の異常は認められなかった。 ○コントローラー、コネクタ等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○取扱説明書には、「寝たばこはしない。火災の原因になる。」旨、記載されている。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
65	A202100909 令和4年2月6日(神奈川県) 令和4年2月25日	エアコン(室外機)	(火災) 当該製品を使用中、 当該製品及び周辺 を焼損する火災が 発生した。	○当該製品は、樹脂製吹出グリル及びプロペラファンが焼失していた。 ○ファンモーター、制御基板、圧縮機、連絡線端子台等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品上面に灰皿と数本の吸い殻があり、近傍にごみ袋が置かれていた。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
66	A202100919 令和4年2月20日(兵庫県) 令和4年3月1日	電気掃除機(充電式、スティック型)	(火災) 当該製品を他社製のACアダプターに接続して充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、他社製電気掃除機用ACアダプターでの充電中に出火した。 ○当該製品付属のACアダプターのDC出力電圧は定格17Vに対し、事故発生時に使用されていた他社製ACアダプターのDC出力電圧は定格36Vであり、付属品よりも高い値であった。 ○当該製品のACアダプターとバッテリーには、「純正のACアダプターを使用」の警告表示がされていたが、使用者は当該製品購入時から付属の純正ACアダプターを使用せずに、事故発生時に使用の他社製ACアダプターを使用していた。 ○バッテリーの焼損は著しく、リチウムイオン電池セルの焼損と封口部の開裂及び制御基板の焼損が認められたが、本体側に焼損等の異常は認められなかった。 ●当該製品は、出力電圧の高い他社製ACアダプターを接続して充電したため、バッテリーの充放電制御ICが故障し、過充電制御機能が働かずリチウムイオン電池セルが過充電状態となって異常発熱し、出火したものと推定される。 なお、取扱説明書及び製品本体には、「ACアダプター等は製品専用の付属品のみを使用する。火災・爆発の恐れがある。」旨、記載されている。	
67	A202100921 令和4年2月16日(愛知県) 令和4年3月1日	エアコン(室外機)	(火災) 当該製品及び周辺 を焼損する火災が 発生した。	○事故発生時、当該製品は電源プラグがコンセントに接続されていたが、運転停止中で、通電されておらず、事故発生後、メインブレーカーは切れていないことが確認された。 ○当該製品の外観は、前面の樹脂製ファンガードが焼失し、金属製外郭の天面に載せていた可燃物が焼損した痕跡が認められた。 ○製品内部は樹脂製ファンが焼失していたが、ファンモーターに出火の痕跡は認められなかった。 ○制御基板に出火の痕跡は認められなかった。また、電流ヒューズは切れていなかった。 ○圧縮機、端子台、四方弁コイル等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
68	A202100926 令和4年2月19日(神奈川県) 令和4年3月3日	ヘアドライヤー	(火災) 当該製品を使用中、 当該製品の電源 コード部を焼損する 火災が発生した。	○使用者は当該製品を使用後、本体に電源コードを巻き付けて保管していたとの申出内容であった。 ○当該製品内部に焼損等の異常は認められず、ヒューズは切れていなかった。 ○当該製品の電源コードは、本体接続部の根元で断線し、断線部に溶融痕が認められた。 ○本体内部のヒーター、モーター等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、保管時に電源コードを本体に巻き付けていたため、本体接続部の根元部に屈曲等のストレスが繰り返し加わり、コード芯線が断線してスパークし、出火に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書には、「本体に電源コードを巻き付けない。電源コードが断線し、火災、感電、やけどのおそれがある。」旨、記載されている。	
69	A202100927 令和4年2月28日(東京都) 令和4年3月3日	電気冷蔵庫	(火災) 当該製品を焼損する 火災が発生した。	○事故発生時、使用者宅は無人であった。 ○当該製品は、右側面前方下側及び底面前側の焼損が著しかった。 ○内部配線及び電気部品に出火の痕跡は認められず、電流ヒューズは切れていなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の電気部品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
70	A202100930 令和4年2月15日(広島県) 令和4年3月7日	凍結防止用ヒーター(水道用)	(火災) 当該製品及び周辺 を焼損する火災が 発生した。	○当該製品は、他社製凍結防止用ヒーターとともに屋外配管に施工されており、これらの電熱部、電熱部を覆う屋外配管の断熱材、電源コード及び屋外コンセントに焼損が認められた。 ○屋外コンセント付近で束ねられた当該製品の電源コード芯線に複数の溶融痕が認められ、配管断熱材が焼失した箇所で発熱線が断線していた。 ○他社製凍結防止用ヒーターは、電熱部の2か所で外装被覆を損傷しており、そのうち1か所は内部電極線まで損傷し、ビニールテープで補修されていた。 ○他社製凍結防止用ヒーターの電極線に断線及び溶融痕が認められ、断線部の上側の被覆に焼損が認められたが、下側の被覆に焼損は認められなかった。 ○焼損範囲は、他社製凍結防止用ヒーターの電極線断線部の焼損が最下部の位置であり、当該製品の電源コードの焼損は最上部の位置であった。 ●当該製品は、当該製品とともに施工されていた他社製凍結防止用ヒーターの電極線が断線して出火したことにより、当該製品の電源コードが延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
71	A202100931 令和4年2月23日(大阪府) 令和4年3月7日	エアコン(室外機)	(火災) 当該製品を使用中、 当該製品及び周辺 を焼損する火災が 発生した。	○使用者は、事故発生前日から暖房の単独運転をしており、主幹の漏電ブレーカーが切れた際にベランダが明るくなっていたため確認すると、当該製品の背面が燃えていた。 ○当該製品は、室外機上段の加湿ユニット部に焼損が認められ、背面の外郭樹脂が焼失していた。 ○加湿ユニット内部の樹脂は焼損していたが、加湿ヒーター、ファンモーター等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○室外機の基板、ファンモーター、圧縮機等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
72	A202100937 令和4年2月22日(兵庫県) 令和4年3月8日	電気温風機(セラミックファンヒーター)	(火災) 当該製品の電源 コード部及び周辺を 焼損する火災が発生した。	○当該製品は、本体側の電源コード接続部から1cmの箇所コードの断線が認められ、当該断線部周辺の床に焦げが認められた。 ○当該製品本体に焼損等の出火の痕跡は認められなかった。 ○電源コードの本体側のコードプロテクター付近でコードのねじれ及び被覆の割れが認められ、片側の芯線が断線して露出していた。 ○断線箇所は通常の使用において外力が加わる位置ではなかった。 ●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の電源コードに過度な外力が加わったため、電源コードの芯線が断線し、局所的に異常発熱して焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
73	A202100944 令和4年2月16日(岐阜県) 令和4年3月11日	脚立(伸縮式、はしご兼用、アルミニウム合金製)	(重傷1名) 作業現場で当該製品を使用中、転落し、臀部を負傷した。	○当該製品の支柱が折損したため、バランスを崩して転落したとの申出内容であった。 ○当該製品は、片側昇降面の左右支柱が変形していた。 ○右支柱の変形位置は、最下段の踏ざん上部で、伸縮脚の端部を支点に、内側方向に曲折していた。 ○左支柱の変形位置は、下から2段目の踏ざん取付け部で、外側に曲折していた。 ○支柱曲折部の破面に汚れはなく、事故発生前に亀裂は生じていなかった。 ○支柱の肉厚及び強度に異常は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の右支柱が内側方向に曲折していること、支柱の肉厚及び強度に異常は認められないことから、使用者が作業中にバランスを崩して転落したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
74	A202100947 令和4年3月2日(三重県) 令和4年3月14日	エアコン	(火災) 事務所で当該製品 及び周辺を焼損す る火災が発生した。	○事故発生時、当該製品は使用されていなかった。 ○当該製品は樹脂製外郭が焼失するなど、焼損が著しかった。 ○制御基板は著しく焼損していたが、電流ヒューズは切れておらず、出火した痕跡は認められなかった。 ○モーター、運転コンデンサー、電源プラグ等、他の電気部品に出火した痕跡は認められなかった。 ○当該製品の電源プラグは、三ロタップを介して延長コード2本をつないで壁コンセントに接続されており、三ロタップを接続した延長コードのコードコネクターボディ内部に出火した痕跡が認められた。 ○取扱説明書及び工事説明書には、「電源コードは、途中で接続したり、延長コードの使用、タコ足配線をしない。据付けは、自分でしない。火災の原因になる。」旨、記載されている。 ●当該製品は、三ロタップを介して電源コードを接続していた他社製延長コードのコードコネクターボディ内部で出火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(A202100967と同一事故)
75	A202100969 令和4年2月27日(愛知県) 令和4年3月24日	こたつヒーター	(火災、死亡1名) 当該製品及び周辺 を焼損する火災が 発生し、1名が死亡 した。	○当該製品が取り付けられていたこたつやぐらは、樹脂製脚が溶融し、当該製品及び天板が落下して焼損していた。 ○当該製品は、ヒーターカバーの表面に繊維等の付着は認められなかった。 ○温度ヒューズは切れていたが、ヒーターユニット内部の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○電源コードは、器具用プラグの樹脂製外郭が僅かに焼損し、電源コード被覆の一部が焼失していたが、芯線に溶融痕等はなく、出火の痕跡は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
76	A202100982 令和4年3月 ※不明(富山県) 令和4年3月29日	電気ミニマット	(火災) 当該製品を布団に 入れて使用後、当 該製品及び周辺を 焼損する 火災が発 生した。	○使用者は、当該製品を毎年11月頃から4月中旬まで毎日、足下に湯たんぽ代わりとして電気毛布とともに就寝時の暖房器具として使用していた。 ○当該製品の外観は、マット部の一部を焼損し、付近に強くしわが寄った部分が認められた。 ○当該製品内部の焼損箇所は5本のヒーター線がよれて集まり、3本が断線し、他の2本は被覆が著しく変色し、溶融していた。 ○サーモスタット、温度ヒューズ、ヒーター線接続部等に異常は認められなかった。 ●当該製品を就寝時の暖房器具として足下付近で使用していたことから、寝返りや足で蹴る等により、ヒーター線がずれて重なったため、部分的に過熱して焼損に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書には、「就寝用暖房器具として使用しない。座布団等保温性の良いものを長時間のせない。本体を折り曲げたり、しわの寄った状態で使用しない。」旨、記載されている。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
77	A202100988 令和4年2月12日(東京都) 令和4年3月31日	電気温風機	(火災、軽傷1名) 当該製品を使用中、 当該製品及び周辺 を焼損する火災が 発生し、1名が火傷 を負った。	○使用者は足下に当該製品を置いて使用中、はんでんを膝に掛けた状態で椅子に座りうたた寝をしていたところ、焦げ臭いにおいがしたため確認すると、はんでんがずれ落ちて発煙していたとの申出内容であった。 ○当該製品の外観は焼損が著しく、正面及び正面から向かって右側面の樹脂製外郭が焼失していた。 ○ヒーター、モーター、内部配線等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○使用者が膝に掛けていたはんでんは、一部が著しく焼損していた。 ○取扱説明書には、「可燃物の近くで使用しない。火災の原因になる。」旨、記載されている。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の電気部品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
78	A202200006 令和4年3月27日(東京都) 令和4年4月4日	携帯電話機(スマートフォン)	(火災、軽傷1名) 当該製品のバッテ リーを交換中、当該 製品を焼損する火 災が発生し、1名が 火傷を負った。	○使用者が当該製品に内蔵されていた非純正バッテリーを交換しようと、バッテリーをヘラのようなもので取り外していたところ出火したとの申出内容であった。 ○当該製品の樹脂製外郭に著しい焼損は認められなかったが、バッテリー下部が焼損していた。 ○リチウムイオン電池セルはアルミラミネートフィルム外装が著しく焼損し、内部の電極体に縦方向に大きなしわが2本生じ、内部の正極アルミ箔及びセパレーターが焼失していた。 ○基板及び内部配線に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品は使用者が中古品販売店で入手したもので、購入時に非純正バッテリー、バッテリー交換用のツール及び手順書が提供されたが、当該製品の取扱説明書が提供されたかどうかは不明であった。 ○取扱説明書には、「本機に搭載されているバッテリーは内蔵型のため、取り外しできない。バッテリーを取り外さない。無理に取り外すと、本機が損傷する恐れがある。」旨、記載されている。 ●当該製品は、使用者が非純正バッテリーを取り外そうとした際、内蔵のリチウムイオン電池セルに外力を加えたため、内部短絡が生じて異常発熱し、焼損に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
79	A202200025 令和4年4月4日(東京都) 令和4年4月11日	電気掃除機(充電式、スティック型)	(火災) 当該製品を他社製のACアダプターに接続して充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、他社製電気掃除機用のACアダプターでの充電中に火災が発生した。 ○バッテリー部の焼損は著しく、リチウムイオン電池セルの焼損と封口部の開裂及び制御基板の焼損が認められた。 ○本体側はバッテリー部近傍の外郭樹脂に一部焼損等が認められたものの、出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品に付属のACアダプターのDC出力電圧17Vに対し、事故発生時に使用されていた他社製ACアダプターのDC出力電圧は42Vであり、付属品よりも高い値であった。 ●当該製品は、出力電圧の高い他社製ACアダプターを接続して充電したため、バッテリーの充放電制御ICが故障し、過充電制御機能が働かずリチウムイオン電池セルが過充電状態となって異常発熱し、出火したものと推定される。 なお、取扱説明書には、「ACアダプターは製品専用の付属品のみを使用する。死亡、重傷の恐れがある。」旨、記載されている。	
80	A202200045 令和4年3月22日(愛知県) 令和4年4月19日	IH調理器	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者が揚げ物をするために鍋に油を入れ、当該製品で加熱したまま一旦その場を離れて戻ったところ、鍋から炎が上がっていた。 ○当該製品は、揚げ物モードではなく、通常の調理を行う加熱モードが使用されていた。 ○鍋の下に、市販の汚れ防止カバーが敷かれていた。 ○当該製品に出火の痕跡は認められず、使用者により継続使用されている。 ●当該製品に汚れ防止カバーを敷いた状態で、当該製品を加熱モードで使用していたため、温度過昇防止機能が油温を正確に検知できず、さらに、使用者がその場を離れていたため、油が過熱して発火したものと推定される。 なお、取扱説明書には、「火災を防ぐために、揚げ物をするときは、そばを離れない。揚げ物モードで調理する。市販の汚れ防止カバーを敷かない。」旨、記載されている。	
81	A202200051 令和4年4月10日(神奈川県) 令和4年4月22日	こたつヒーター (堀こたつ用)	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の電源プラグと、接続されていた堀こたつ内のコンセントに焼損が認められた。 ○当該製品は、電源プラグの樹脂製外郭が一部焼損し、片側の栓刃が溶断していたが、カシメ部は残存しており、もう一方の栓刃は溶断していなかった。 ○本体及び電源コードに出火の痕跡は認められなかった。 ○接続されていたコンセントについては焼損状況を含めて情報が得られなかった。 ●詳細な使用状況等が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
82	A202200076 令和4年4月21日(静岡県) 令和4年5月6日	電気式浴室換気 乾燥機	(火災) 当該製品を使用中、 当該製品を焼損す る火災が発生した。	○当該製品の外観に焼損は認められなかったが、内部の屋内配線を接続する端子台が焼損していた。 ○端子台及び接続された屋内配線は、片極のみが焼損し、端子台の錠ばねの一部が溶融して欠損していた。 ○屋内配線は、両極とも芯線のむき出し長さが不足しており、また、芯線が錠ばねの奥まで差し込まれておらず、端子台への挿入が不十分な状態であった。 ●当該製品は、設置、施工の際、屋内配線の端子台への挿入が不十分であったため、端子台の接続部で接触不良が生じて異常発熱し、焼損したものと推定される。 なお、工事説明書には、「電源電線の先端被覆は15mmむいてから、止まるまで差し込む。端子台の確認穴から電源電線の芯線が見えるまで確実に差し込む。差し込み不足は火災の原因になる。」旨、記載されている。	
83	A202200103 令和4年4月29日(東京都) 令和4年5月17日	電気掃除機(充電 式、スティック型)	(火災) 当該製品及び周辺 を焼損する火災が 発生した。	○事故発生時、当該製品は使用されていなかった。 ○当該製品は、ヘッドの樹脂製外郭の一部が焼損していたが、本体に焼損等の異常は認められなかった。 ○本体及びヘッド部の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の電気部品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	